資料編

1. 守口市子ども・子育て会議設置条例

守口市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 10 月 7 日 条例第 31 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、守口市子ども・ 子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。 (委員)

- 第2条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 福祉関係団体の代表者
 - (3) 教育関係団体の代表者
 - (4) 医療関係団体の代表者
 - (5) 事業主の代表者
 - (6) 労働者の代表者
 - (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
 - (8) 市民
 - (9) 関係行政機関の代表者
 - (10) その他市長が適当と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第3条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議 は、市長が招集する。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

- 第5条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 守口市子ども・子育て会議委員名簿

(平成27年2月末現在)

| 適用区分 | 内訳 | 氏名 | (平成 27 年 2 月末現在) 役職 |
|--------|-----------------------------------|-----------------|----------------------------------|
| - 四川区刀 | Y J H/C | · · | |
| 第1号委員 | 学識経験者 | 黒川 清 (会長) | 大阪国際大学 人間科学部 人間健康科学科 教授 |
| | 学識経験者 | 馬見塚 珠生 | 親と子のこころのエンパワメント 研究所 代表 |
| 第2号委員 | 福祉関係団体の代表者 | 萩原 朋子 | 守口市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表 |
| 第3号委員 | 教育関係団体の代表者 | 多井中 慶司 (副会長) | 守口市小学校長会 代表 (守口市立錦小学校 校長) |
| 第4号委員 | 医療関係団体の代表者 | 森口 久子 | 守口市医師会 副会長 (森口医院 院長) |
| 第5号委員 | 事業主の代表者 | 森園 泰子 | 守口門真商工会議所 議員 (守口赤ちゃんの店 代表者) |
| 第6号委員 | 労働者の代表者 | 立津 信夫 | 連合大阪守門地区協議会 副議長 (関西電力労組守口支部 委員長) |
| 第7号委員 | 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者 | 西山 梢 | 守口市私立保育会 会長 (守口中央保育園 園長) |
| | 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者 | 江端 順子 | 守口市私立幼稚園協会 会長 (寺方幼稚園 園長) |
| | 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者 | 石丸 利恵 | 公立保育所長 代表 (守口市立藤田保育所 所長) |
| | 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する 者の代表者 | 越部慶子 | 公立幼稚園長 代表 (守口市立にわくぼ幼稚園 園長) |
| 第8号委員 | 市民 | 有光 佐知子 | 公募委員 |
| | 市民 | 谷 千佳 | 公募委員 |
| | 市民 | 藤原 美奈子 | 公募委員 |
| | 市民 | 皆川 郁子 | 公募委員 |
| 第9号委員 | 関係行政機関の代表者 | 奥井 光治 | 門真公共職業安定所 次長 |
| | 関係行政機関の代表者 | 林 美恵子 | 大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室長 |

⁽注) 第9号委員の 西田 恭二委員、渡邊 弘子委員は、人事異動に伴い辞職されました。

3. 計画策定の経緯

| 年 | 月日 | 内容 |
|---------|-------------------|--|
| 平成 26 年 | 1月10日 ~1月22日 | 「守口市次世代育成支援に関するニーズ調査」の実施 |
| | 3月24日 | 第1回守口市子ども・子育て会議 ・委員委嘱状交付、会長および副会長の選任 ・諮問 ・子ども・子育て支援新制度に関する説明 ・ニーズ調査の集計結果(概要)の報告 |
| | 4月28日 | 第2回守口市子ども・子育て会議 ・守口市次世代育成支援後期行動計画の総括について ・ニーズ調査の集計結果の報告 ・計画書骨子案の検討 |
| | 5月26日 | 第3回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第1~3章」の検討 |
| | 7月7日 | 第4回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第1~3章」の検討 ・子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの 実施について |
| | 8月21日 | 第5回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第1~5章」の検討 |
| | 9月16日 | 第6回守口市子ども・子育て会議 ・量の見込みと確保方策および実施時期の検討 ・子ども・子育て新制度関係条例案に係るパブリックコメントの 集計結果について |
| | 10月1日 | 第7回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第1~4章」の検討 |
| | 10月22日 | 第8回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第1~7章・資料編(全章)」の検討 |
| | 11月12日 | 第9回守口市子ども・子育て会議 ・計画書素案「第1~7章・資料編(全章)」の検討 |
| | 11月26日 | 答申 |
| | 11月28日 ~12月19日 | 「守口市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係るパブリック コメントの実施 |
| 平成 27 年 | 1月27日 | 第 10 回守口市子ども・子育て会議 ・計画書概要版の検討 ・「守口市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係るパブリック コメントの実施結果について ・計画書(案)の修正箇所の確認 |

4. 「守口市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係るパブリックコメントについて

(1) パブリックコメントの概要

① 募集期間

平成26年11月28日(金)から12月19日(金)まで

② 募集方法

広報もりぐち12月1日号および守口市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「守口市子ども・子育て支援事業計画(案)」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、守口市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、Eメール、FAXにより意見を受け付けました。

③ 募集結果

下記のとおり53件の提出があり、延べ134件の意見が寄せられました。その意見を6つの分類に整理し、それぞれの内容について守口市の考え方を掲載しました。

■提出方法および提出件数

| 提出方法 | 提出件数 |
|----------|------|
| 回収ボックス投函 | 52件 |
| 郵送 | 0件 |
| Eメール | 1件 |
| FAX | 0件 |
| 合 計 | 53件 |

■意見の分類ごとの内容件数

| 意見の分類 | 内容件数 |
|------------------------|------|
| 1) 認定こども園への普及・移行促進について | 3件 |
| 2) 新制度全般について | 4件 |
| 3)公立施設について | 11件 |
| 4)確保方策について | 4件 |
| 5) もりぐち児童クラブ事業について | 1件 |
| 6) その他について | 10件 |
| 合 計 | 33件 |

(2)意見の概要

| 意見の内容ごとの要旨 | 守口市の考え方 |
|----------------------|------------------------|
| 1) 認定こども園への普及・移行促進につ | かいて |
| ・今までの保育カリキュラムと大きく変わ | ・幼稚園と保育所の統合により想定される問題に |
| ることへの対応を十分検討してください。 | ついては、検討していきます。 |
| ・教諭・保育士の配置基準を現行より悪く | ・認定こども園では、幼稚園と保育所の良いとこ |
| しないでください。 | ろを併せ持つように制度化されています。現行 |
| | の施設より配置基準が悪くなることは無いと考 |
| | えています。 |
| ・質の向上にならないので移行促進をしな | ・認定こども園では、幼稚園と保育所の良いとこ |
| いでください。 | ろを併せ持つように制度化されています。現行 |
| | の施設より質が悪くなることは無いと考えてい |
| | ます。 |

| 意見の内容ごとの要旨 | 守口市の考え方 |
|--|--|
| 2) 新制度全般について | |
| ・地域子育て支援拠点事業を単なる相談機 能にしないこと。また、経験豊かな保育 士を活用してください。 | ・地域子育て支援拠点事業の充実により、保育の 必要な方だけでなく、在宅家庭の方にも充実し たサービスが提供できるようにしていきます。 また、経験豊かな保育士等も活用してくことも |
| ・提供区域を3エリアでなくもっと多くの エリアにしてください。 | きめ、有効な人材確保策を検討していきます。 ・提供区域は、守口市の地理的条件や幹線道路など人口や施設等の分布状況を総合的に勘案して定める区域です。あまり細分化すると、見込み数値の誤差が大きくなるので、守口市では3つのエリアといたしました。なお、提供区域を3つにしたことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではありません。 |
| ・保育料が今よりも高くならないようにしてください。・保護者が身近で預けられるよう、エリアごとの区域にしないでください。 | ・新制度が実施されることによって、利用者負担の保育料が大きく変わることのないよう、現在の保育料の水準を維持するよう検討しています。 ・提供区域を3つにしたことにより、通園等のエリアが決められ、居住エリア以外に通園できない訳ではありません。 |

| 意見の内容ごとの要旨 | 守口市の考え方 |
|---|--|
| 3) 公立施設について | |
| ・公立幼稚園、公立保育所のセーフティー ネットとしての役割を果たすため充実を 図ってください。 | ・公立幼稚園および公立保育所については、施設数の集約化を図りつつ、セーフティーネットとしての役割も含めサービスの充実を図っていきます。 |
| ・集約化による公立保育所、公立幼稚園へ の選択肢をなくさないでください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め集約化案は現在検討中です。市民の皆さ んにとって公立保育所、公立幼稚園でなければ ならない理由が何なのかも含め検討します。 |
| ・公立幼稚園、公立保育所の縮小はやめてください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め集約化案は現在検討中です。 |
| ・公立幼稚園、公立保育所の保育内容の充実をしてください。 | ・公立幼稚園および公立保育所については、施設数の集約化を図りつつ、セーフティーネットとしての役割も含めサービスの充実を図っていきます。 |
| ・公立幼稚園の3年保育を早期に実施してください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了 と同時に幼稚園部分の3年保育の実施を検討し ています。 |
| ・公立幼稚園の預かり保育を早期に実施してください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了 と同時に幼稚園部分の預かり保育の実施を検討 しています。 |
| ・公立保育所の時間外保育事業を早期に実施してください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了 と同時に保育部分の時間外保育事業の実施を検 討しています。 |
| ・公立施設の職員の内、アルバイト職員を 正規職員にしてください。 | ・保育サービスの提供体制を総合的に勘案する中 で検討していきます。 |
| ・公立施設の良さを地域に広げてください。 | ・公立施設の良さだけでなく、守口市内のすべて の教育・保育施設のよさを地域に広げていきます。 |
| ・公立保育所での完全給食を実現してください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了 と同時に幼稚園部分、保育部分ともに完全給食 の実施を検討しています。 |
| ・児童福祉法第24条第1項「市町村保育実施義務」を果たすために公立保育所を存続してください。 | ・同条の趣旨について大阪府に確認し、公立認定 こども園であっても「市の保育実施義務を果た すことができる」との見解をいだたいています。 |

| 意見の内容ごとの要旨 | 守口市の考え方 |
|--|--|
| 4)確保方策について | |
| ・確保数が不足しているエリアを充足するため、公立施設で充足してください。 | ・出来るだけ各エリアごとの充足を図りたいと考えていますが、計画最終年度の平成31年度までに全体で不足を解消することを目指しています。ただし、公立施設の集約化案は計画に含まれていませんので、集約化案作成の過程において各エリアの状況を勘案します。 |
| ・0~2歳児が十分に受入れられるように して待機児童の解消ができるようにして ください。 | ・0歳児については、十分に受入れでき、待機児 童の解消となるよう計画を立てています。1~ 2歳児の不足は私立幼稚園から認定こども園へ の移行が進めば、大きく改善すると考えていま す。人口推計や利用見込みは予想数であり、実 際の数値との誤差については計画の修正も含め、 柔軟に対応していきます。 |
| ・1~2歳児で確保数が不足しているエリアを充足するため、公立施設で充足してください。 | ・また、公立保育所、公立幼稚園の公立認定こど も園化も含め集約化案を現在検討中です。市民 の皆さんにとって公立保育所、公立幼稚園でな ければならない理由が何なのかも含め検討しま す。 |
| ・3~5歳児で確保数が不足しているエリアを充足するため、公立幼稚園3年保育の実施で充足してください。 | ・公立保育所、公立幼稚園の公立認定こども園化 も含め施設数の集約化を図り、施設整備の完了 と同時に幼稚園部分の3年保育の実施を検討し ています。 |

| 意見の内容ごとの要旨 | 守口市の考え方 |
|---------------------|-------------------------|
| 5) もりぐち児童クラブ事業について | |
| ・学童保育を小1~小6まで対応。設置箇 | ・平成26年7月31日に、厚生労働省及び文部科 |
| 所を各学校の校区内にある商店街の空き | 学省の両省連携により、児童等が安全で安心に |
| 店舗などを利用する。(地域の小売店の | 過ごすことができる居場所を確保するため「放 |
| 利用促進を期待。帰りが遅くなると食品 | 課後子ども総合プラン」が新たに策定され、そ |
| スーパーまで立ち寄るのは正直手間だと | の推進事項の一つとして、放課後も児童が校外 |
| 考える) | に移動せずに安全に過ごせる場所である学校施 |
| | 設を徹底的に活用することが明記されました。 |
| | ・本市においては、国が示すプランに沿って全児 |
| | 童を対象とした自主的な遊びの提供を目的とす |
| | る「登録児童室」と、1年生から3年生までの |
| | 保育に欠ける児童を対象として生活の場を提供 |
| | する「入会児童室」の二つの機能を有する「も |

| りぐち児童クラブ事業」を市立全小学校内で通 |
|-----------------------------|
| 年実施していることから、全児童が放課後等を |
| 安全・安心に過ごすことができる居場所を提供 |
| できていると考えております。また、入会児童 |
| 室の受入学年については、現在の受入状況や施 |
| 設面積等から勘案すると、その拡充が非常に困 |
| 難なことから、今後民間事業者の参入も含めて |
| 研究する必要があると考えております。 |
| ・今後とも、もりぐち児童クラブ事業におきまし |
| ては、地域の方々の協力を得ながら現在の形態 |
| を基本とした運営に引き続き取り組んで参りま |
| す。 |
| |

| 意見の内容ごとの要旨 | 守口市の考え方 |
|----------------------|-------------------------|
| 6) その他について | |
| ・わかくさ・わかすぎ園の定員を増やして | ・現状では利用を希望する方すべてを受け入れる |
| ください。 | ことができておりますので、現在の定員を維持 |
| | したいと考えています。 |
| ・加配職員を正規職員で確保してください。 | ・保育サービスの提供体制を総合的に勘案する中 |
| | で検討していきます。 |
| ・私立保育園は園長先生の特色が強すぎて | ・私立保育園では一定の保育水準を担保しつつ、 |
| よくないので、市が対応してください。 | 各園の特色を活かした保育をしていただいてい |
| | るところですが、保育内容等に問題がある場合 |
| | には今後も市が指導していきます。 |
| ・ファミリー層が子育てしやすく住みやす | ・住みやすい街づくりを計画していきます。 |
| い街づくりを期待します。 | |
| ・時間外保育利用者には利用者負担を徴収 | ・利用者負担は徴収します。 |
| してください。 | |
| ・全ての子どもを公立が受入れる計画にし | ・全ての子どもが希望する施設等を利用できるよ |
| てください。 | う民間と公立とが一体となって進めていきます。 |
| ・病児保育の複数設置を希望します。 | ・平成28年度以降、実施施設の設置を見込んでい |
| | ます。 |
| ・病後児保育の拡充を希望します。 | ・平成28年度以降、実施施設の増設を見込んでい |
| | ます。 |
| ・病後児保育のベビーシッター派遣や利用 | ・認定こども園での実施を基本として考えていま |
| 補助の制度を充実してください。 | す。 |
| ・こんな無責任な計画ならすぐ止めてくだ | ・無責任な計画をたてたつもりはありませんが、 |
| さい。 | これからの守口市の子育て環境を良くしていく |
| | 為の計画です。市民の皆さまと共に、進めてい |
| | きますので、ご協力よろしくお願いします。 |

5. 行政サービス等の状況

(1) 幼稚園の状況

施設数は平成23年度までは16か所でしたが、平成24年度以降は減少し、14か所となっています。 在園児数は減少傾向にあり、平成26年度では1,261人と、平成21年度から193人減少しています。 私立幼稚園在園児数はほぼ横ばいですが、公立幼稚園在園児数は減少しています。

| | | 平成 21 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | | |
|----------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| | 施設数 | 16 か所 | 16 か所 | 16 か所 | 14 か所 | 14 か所 | 14 か所 | | |
| 合 計 | 定員 | 3,084 人 | 3,084 人 | 3,084 人 | 2,860 人 | 2,890 人 | 2,890 人 | | |
| н | 在園児数 | 1,454 人 | 1,398人 | 1,352 人 | 1,343 人 | 1,279人 | 1,261人 | | |
| 分 | 施設数 | 7か所 | 7か所 | 7か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 | | |
| 公立幼稚 | 対象年齢 | 4・5歳 | | | | | | | |
| | 定員 | 884 人 | 884 人 | 884 人 | 660 人 | 660 人 | 660 人 | | |
| 園 | 在園児数 | 375 人 | 347 人 | 302 人 | 263 人 | 258 人 | 238 人 | | |
| | 施設数 | 9 か所 | 9か所 | 9か所 | 9か所 | 9か所 | 9か所 | | |
| 私立幼 | 対象年齢 | | | 3 ∼ | 5歳 | | | | |
| 幼 | 定員 | 2,200 人 | 2,200 人 | 2,200 人 | 2,200 人 | 2,230 人 | 2,230 人 | | |
| 稚園 | 在園児数 | 1,079人 | 1,051人 | 1,050人 | 1,080人 | 1,021人 | 1,023 人 | | |
| | (市外居住者) | (457 人) | (462 人) | (485 人) | (475 人) | (454 人) | (439 人) | | |

資料:守口市統計(各年度5月1日現在)

(注) 私立幼稚園の在園児数は守口市内の入園者のみで、他市からの入園者は含みません

(2) 保育所の状況

① 認可保育所の状況

施設数は平成21年度以降変わらず23か所となっています。入所児童数は平成21年度から平成23年度にかけ増加傾向にありますがその後減少し、平成26年度では2,376人となっています。

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | |
|-------|-------|----------|----------|------------|----------|----------|----------|--|--|
| | 施設数 | 23 か所 | 23 か所 | 23 か所 | 23 か所 | 23 か所 | 23 か所 | | |
| 合 | 対象児童 | | 0~5歳児 | | | | | | |
| 合計 | 定員 | 2,435 人 | 2,465 人 | 2,475 人 | 2,475 人 | 2,495 人 | 2,485 人 | | |
| | 入所児童数 | 2,364 人 | 2,398人 | 2,402 人 | 2,430 人 | 2,427 人 | 2,376 人 | | |
| 於 | 施設数 | 12 か所 | 12 か所 | 12 か所 | 12 か所 | 12 か所 | 12 か所 | | |
| 立 | 対象児童 | 0~5歳児 | | | | | | | |
| 公立保育所 | 定員 | 1,290人 | 1,290人 | 1,290人 | 1,290人 | 1,290人 | 1,290人 | | |
| 所 | 入所児童数 | 1,045 人 | 1,079人 | 1,076人 | 1,115人 | 1,108人 | 1,081人 | | |
| 私 | 施設数 | 11 か所 | 11 か所 | 11 か所 | 11 か所 | 11 か所 | 11 か所 | | |
| 私立保育 | 対象児童 | | | $0 \sim 5$ | 5歳児 | | | | |
| 育 | 定員 | 1,145人 | 1,175人 | 1,185人 | 1,185人 | 1,205人 | 1, 195 人 | | |
| 園 | 入所児童数 | 1,319人 | 1,319人 | 1,326 人 | 1,315人 | 1,319人 | 1, 295 人 | | |

資料:守口市統計(各年度4月1日現在)

(注) 平成23年度の認可保育所入所児童数について誤りがありましたので訂正いたします。(平成27年7月31日付)

② 家庭保育所 (認可外保育施設) の状況

施設数は平成21年度から平成25年度までは6か所でしたが、平成26年度には減少し、5か所となっています。定員は $0\sim2$ 歳までの子どもで、平成25年度までは135人となっていましたが、平成26年度には減少し、111人となっています。

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 施設数 (民間) | 6か所 | 6 か所 | 6か所 | 6 か所 | 6か所 | 5か所 |
| 定員 | 135 人 | 111 人 |
| 入所児童数 | 51 人 | 55 人 | 56 人 | 49 人 | 39 人 | 55 人 |

資料:守口市統計(各年度4月1日現在)

③ 待機児童数の状況

平成21年度から平成23年度にかけて増加傾向にありましたが、その後は横ばいの状態となっています。

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 待機児童数 | 22 人 | 32 人 | 46 人 | 45 人 | 47 人 | 45 人 |

資料:守口市統計(各年度4月1日現在)

(3) 保育サービス等の状況

① 一時預かり事業の状況

実施施設数は平成21年度以降変わらず、11か所となっています。延べ利用人数は、平成25年度以降、短時間の一時預かり事業を縮小した施設があったため全体として大きく減少しています。

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施施設数 | 11 か所 |
| 延べ利用人数 | 3,538人 | 3,556人 | 2,417人 | 3,463 人 | 1,001人 |

資料:守口市統計

(注) 延べ利用人数には、補助対象とならない施設の利用人数は含みません

② 病後児保育事業の状況

平成21年度から平成24年度までは1か所で実施していましたが、平成25年からは2か所で実施しています。延べ利用人数は平成24年度までは50人以下で推移してきましたが、平成25年度では大きく増加しています。

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施施設数 | 1か所 | 1 か所 | 1 か所 | 1 か所 | 2か所 |
| 延べ利用人数 | 16 人 | 47 人 | 37 人 | 29 人 | 147 人 |

資料:守口市統計

③ 子育て支援センター事業(守口市子育て支援センター)の状況

■親や子どもたちの遊びと交流

子育て支援センター事業については、市民保健センター内で実施しています。

支援センターでの親や子どもたちの遊びと交流についての延べ利用人数は、平成23年度の8,661人をピークに減少傾向にありますが、平成25年度では7,257人と、平成21年度と比べ561人増加しています。また、あそびの広場の参加人数は増減を経て、平成25年度では2,582人となっています。

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 延べ利用人数 | | 6,696 人 | 6,696 人 | 8,661 人 | 7,301人 | 7,257 人 |
| ナフバの片相 | 開設回数 | 22 回 | 28 回 | 31 回 | 39 回 | 34 回 |
| あそびの広場 | 延べ参加人数 | 1,787人 | 3,054 人 | 2,974 人 | 3,308 人 | 2,582 人 |

資料:守口市統計

■子育てに関する相談

子育てに関する相談では、毎年度100件程度の相談があり、平成25年度では92件となっています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ相談件数 | 126 件 | 126 件 | 98 件 | 84 件 | 92 件 |

資料:守口市統計

■子育でに関する情報の収集・提供(すこやか☆ネット守口)

子育てに関する情報の収集・提供を行っているホームページ「すこやか☆ネット守口」への アクセス件数は平成25年度では1万件を超えています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|----------|----------|--------|--------|---------|
| 延ベアクセス件数 | 9, 162 件 | 9, 162 件 | 7,537件 | 9,038件 | 10,142件 |

資料:守口市統計

■子育てに関する講座・講演会

子育でに関する講座・講演会は毎年度20回前後開催されています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数 | 23 回 | 25 回 | 27 回 | 26 回 | 24 回 |
| 延べ参加人数 | 754 人 | 786 人 | 917 人 | 963 人 | 760 人 |
| 延べ保育児童数 | 54 人 | 49 人 | 33 人 | 32 人 | 17 人 |

資料:守口市統計

■子育てサークルへの支援・保育ボランティアの育成

子育でサークル出前講座については平成25年度で2回、サークル交流会についても平成25年度に2回開催されています。また、保育ボランティアの講座は、平成25年度に2回開催されており、ボランティアの登録者数は221人となっています。

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| サークル | 実施回数 | 5回 | 5回 | 3回 | 2回 | 2回 |
| 出前講座 | 延べ参加人数 | 187 人 | 142 人 | 76 人 | 75 人 | 99 人 |
| サークル | 実施回数 | 5回 | 2回 | 7回 | 4回 | 2回 |
| 交流会 | 延べ参加サークル数 | 8団体 | 22 団体 | 42 団体 | 18 団体 | 24 団体 |
| 保育 | 講座開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| ボランティア | 登録者数 | 159 人 | 168 人 | 82 人 | 101 人 | 221 人 |

資料:守口市統計

サークル出前講座:サークル活動を支援するため、サークルの依頼により、活動日に支援センターの職員が 出向き、おもちゃの提供や遊びの指導を行う取組み

サークル交流会 : 子育てサークル支援の一環として、1年に数回、支援センターが開催している活動。各

サークルの活動内容や活動上の悩み等、サークル間の情報交換を行っている。全体会の ほか、地域ごと(東部、南部の2部)のサークル交流会も開催している

保育ボランティア:支援センター主催講座や公民館等主催の講座・講習会・セミナー等において、集団で子

どもを見てもらう取組み。

④ ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) の状況

ファミリー・サポート・センター事業は市民保健センター内で実施しています。

延べ活動件数は平成23年度までは減少傾向にありましたが、平成24年度から増加しており、 平成25年度では平成21年度以来再び2,000件を超えました。

会員数は年々増加傾向にあり、平成25年度では421人となっています。

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ活動件数 | | 2,010件 | 1,565件 | 1,186件 | 1,935件 | 2,113件 |
| | 依頼会員 | 199 人 | 194 人 | 196 人 | 214 人 | 219 人 |
| 会員数 | 協力会員 | 128 人 | 136 人 | 150 人 | 182 人 | 174 人 |
| 云貝数 | 両方会員 | 38 人 | 38 人 | 41 人 | 29 人 | 28 人 |
| | 合計 | 365 人 | 368 人 | 387 人 | 425 人 | 421 人 |

資料:守口市統計

(4) 障がい児通園施設の状況

守口市内の障がい児通園施設は、平成23年度までは肢体不自由児通園施設「市立わかくさ園」 と知的障がい児通園施設「市立わかすぎ園」の2か所でしたが、平成24年度に統合し、「市立 わかくさ・わかすぎ園」の1か所となっています。

「市立わかくさ・わかすぎ園」の平成26年度の通園児童数は44人となっています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成 23 年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | |
|-------|--------|--------------------|----------|--------|--------|--------|--|
| 施設数 | 2か所 | 2か所 | 2 か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | |
| 対象児 | | 0~5歳の肢体不自由児・知的障がい児 | | | | | |
| 定員 | | 90 人 | | | 80 人 | | |
| 通園児童数 | 39 人 | 51 人 | 48 人 | 54 人 | 57 人 | 44 人 | |

資料:守口市統計(各年度4月1日現在)

(5) 母子保健事業の状況

妊婦、乳幼児健康診査については、下記の7種の健診を実施しており、対象者の7割以上が 受診しています。

母子保健事業については、各種健診のほか、各種教室や相談事業にも取り組んでいます。また、各種予防接種も実施しています。

| | | | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----|-----------------------------|-------------------|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 妊婦一 | 一般健診 | 受診率 | 88.7% | 92.0% | 89.1% | 97.2% | 93.7% |
| | 乳児一般健診 受診率 | | 受診率 | 79.2% | 76.4% | 78.0% | 75.2% | 76.8% |
| l | 4か月児健診 | | 受診率 | 95.3% | 96.6% | 95.9% | 94.7% | 96.4% |
| 健診 | 乳児後 | 货期健診 | 受診率 | 83.7% | 80.9% | 85.7% | 83.3% | 80.0% |
| H> | 1歳6 | が月健診 | 受診率 | 91.7% | 93.2% | 94.9% | 91.7% | 92.1% |
| | 2歳児 | 盟本科健診 | 受診率 | 84.8% | 87.0% | 85.4% | 87.7% | 86.2% |
| | 3歳6 | が月健診 | 受診率 | 75.3% | 77.5% | 77.3% | 79.8% | 80.4% |
| | 両親教 | 女室 | 参加者数 | 373 人 | 328 人 | 300 人 | 306 人 | 279 人 |
| 教室 | 新生児訪問指導 | | 参加者数 | 421 人 | 435 人 | 447 人 | 468 人 | 475 人 |
| ١. | 離乳食講習会 | | 参加者数 | 311 人 | 315 人 | 247 人 | 280 人 | 280 人 |
| 相談 | 1 歳児 | 2相談 | 参加者数 | 104 人 | 70 人 | 55 人 | 60 人 | 77 人 |
| | 育児参 | 女室 | 参加者数 | 1,342人 | 1,491人 | 1,113人 | 1,157人 | 1,105人 |
| | BCG | | 接種者数 | 1,151人 | 1,074人 | 966 人 | 944 人 | 892 人 |
| | ポリオ | - 注1 | 接種者数 | 2,240 人 | 2,095 人 | 1,495人 | 3,986 人 | 2,265 人 |
| 予 | 三種 | 幼児期 ^{注2} | 接種者数 | 4,400 人 | 4,471 人 | 4,286 人 | 3,823 人 | 4,460 人 |
| 防接 | 混合 | 小学生 | 接種者数 | 226 人 | 377 人 | 400 人 | 436 人 | 336 人 |
| 種 | 麻疹・ | 虱疹1・2期 | 接種者数 | 1,891人 | 2,001人 | 1,894人 | 2,094 人 | 1,917人 |
| | 麻疹・風疹 3・ 4 期 ^{注 3} | | 接種者数 | 1,860人 | 2,204 人 | 2,234 人 | 2, 154 人 | _ |
| | 日本脳 | <u></u> | 接種者数 | 1, 159 人 | 3,444 人 | 3,886 人 | 4,053 人 | 3,625 人 |

資料:守口市統計

- (注1) ポリオの予防接種で使用するワクチンは、平成24年度より生ワクチンから不活化ワクチンに変わりました。
- (注2) 幼児期の三種混合の平成25年度接種者数はポリオ不活化ワクチンを含む4種混合ワクチンの接種を含みます。
- (注3) 麻疹·風疹3·4期は、平成23年度までは経過措置として実施していましたが、平成24年度で終了しました。

(6) 小学校の状況

① 学校数と児童数

公立小学校は平成25年度までは18校でしたが、平成26年度に「滝井小学校」と「春日小学校」 が統合し、「さつき小学校」となったため、17校となっています。児童数は平成21年度以降年々 減少傾向にあり、平成26年度では6,576人となっています。

| | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 学校数 (公立) | | 18 校 | 17 校 |
| | 総数 | 7,981 人 | 7,754 人 | 7,382 人 | 7,060 人 | 6,825 人 | 6,576人 |
| | 1年生 | 1,166人 | 1,161人 | 1,103人 | 1,081人 | 1,082人 | 1,035 人 |
| | 2年生 | 1,268 人 | 1,168人 | 1,156人 | 1,097人 | 1,073 人 | 1,070人 |
| 児童数 | 3年生 | 1,303 人 | 1,266 人 | 1,166人 | 1,148人 | 1,098人 | 1,063 人 |
| | 4年生 | 1,371人 | 1,308人 | 1,274 人 | 1,168人 | 1,138人 | 1,093人 |
| | 5年生 | 1,463 人 | 1,388人 | 1,302人 | 1,269 人 | 1,171人 | 1,139人 |
| | 6年生 | 1,410人 | 1,463 人 | 1,381人 | 1,297人 | 1,263 人 | 1,176人 |

資料:守口市統計(各年度5月1日現在)

② もりぐち児童クラブの状況

もりぐち児童クラブは守口市内すべての小学校で実施しており、登録児童室と入会児童室の 2つの区分があります。

登録児童室の利用者累計は、平成21年度の163,322人より減少し、平成25年度では162,621 人となっています。

入会児童室の入会者数は、平成22年度以降増加傾向にあり、平成26年度で729人となっており、登録率(入会者数÷1~3年生児童数)についても年々高くなっています。

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------|-------|------------|----------|-----------|----------|----------|----------|
| 開設 | か所数 | 18 か所 | 18 か所 | 18 か所 | 18 か所 | 18 か所 | 17 か所 |
| 児 | 1~6年生 | 7,981人 | 7,754人 | 7,382人 | 7,060人 | 6,825 人 | 6,576人 |
| 児童数 | 1~3年生 | 3,737 人 | 3, 595 人 | 3,425人 | 3,326 人 | 3, 253 人 | 3, 168 人 |
| 登録児童室注 | 登録者数 | 3,690 人 | 3,647 人 | 3, 497 人 | 3,346 人 | 3, 315 人 | 3, 105 人 |
| 童 室 注 1 | 利用者累計 | 163, 322 人 | 163,921人 | 159,977 人 | 160,560人 | 162,621人 | ı |
| 入会児 | 入会者数 | 666 人 | 661 人 | 682 人 | 697 人 | 704 人 | 729 人 |
| 入会児童室洋2 | 登録率 | 17.8% | 18.4% | 19.9% | 21.0% | 21.6% | 23.0% |

資料:守口市統計(各年度5月1日現在)

- (注1) 登録児童室は1~6年生の児童および保護者が同伴する3歳以上の幼児を対象としています。
- (注2) 入会児童室は1~3年生の児童で、放課後等保護者が就労または疾病その他の事由(月 15 日以上かつ、その状態が3か月以上続く。)で保護育成することができない児童を対象としています。

③ 不登校児童数、いじめの報告(国への報告)件数

不登校児童数は平成23年度の37人が最も多く、平成25年度では30人となっています。 いじめ報告件数は平成24年度の9件が最も多く、平成25年度では4件となっています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 不登校児童数 | 22 人 | 22 人 | 37 人 | 17 人 | 30 人 |
| いじめの報告件数 (国への報告) | 4件 | 5件 | 6件 | 9件 | 4件 |

資料: 文科省「児童生徒の問題行動等状況調査」への報告

(7) 小学生の安全に関する状況

① 交通事故の被害件数

被害件数は平成22年度、平成23年度での10件が最も多く、平成25年度では5件となっています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 交通事故被害件数 | 5件 | 10 件 | 10 件 | 7件 | 5件 |

資料:小・中学校報告書

② 恐喝・脅し・痴漢の被害件数

被害件数は平成21年度の22件をピークにその後減少し、平成25年では8件となっています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 恐喝・脅し・痴漢の被害件数 | 22 件 | 5件 | 10 件 | 8件 | 8件 |

資料:小•中学校報告書

(8) 子どもの虐待等の状況

① 子どもの虐待件数

 $0\sim18$ 歳未満の子どもに対する虐待は、平成25年度児童虐待件数の内訳を見ると、「ネグレクト*」が145件と最も多く、次いで「身体的虐待」が46件、「心理的虐待」が23件の順となっています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 虐待件数 | 162 件 | 196 件 | 150 件 | 164 件 | 216 件 |

資料:守口市児童虐待防止地域協議会資料

■平成25年度子どもの虐待件数の内訳

| | 身体的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|------|-------|
| 0~3歳未満 | 13 件 | 4件 | 52 件 | 0件 | 69 件 |
| 3歳~就学前 | 17 件 | 8件 | 35 件 | 1件 | 61 件 |
| 小学生 | 16 件 | 8件 | 35 件 | 0件 | 59 件 |
| 中学生 | 0件 | 3件 | 13 件 | 1件 | 17 件 |
| 高校・その他 | 0件 | 0件 | 10 件 | 0件 | 10 件 |
| 合計 | 46 件 | 23 件 | 145 件 | 2件 | 216 件 |

資料:守口市児童虐待防止地域協議会資料

② 子育て支援課相談係への相談(家庭児童相談)件数

相談件数は平成24年度に500件を超え、平成25年度では573件となっています。

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 相談件数 | 354 件 | 474 件 | 407 件 | 522 件 | 573 件 |
| 延べ相談件数 | 4,075件 | 4,451件 | 3,502件 | 4,897件 | 4,525件 |

資料:守口市統計

6. こんな時の行政サービス等

(1) 夜間・休日に子どもが急病となった時の連絡先

■ 夜間・休日にご利用いただける診療所 (夜…夜間に利用可 休…休日に利用可)

| 内科・小児科 | | (K) KIN (C/N) | 診療受付時間 | |
|-------------------------------|---------------|-----------------|----------------------------|--|
| 守口市休日応急診療所(内科・小児科) | | 土曜日 | 18:00~20:30 | |
| 住所:守口市大宮通1-13-7 市民保健センター1階 | 休 | 日曜日・祝日 | 10:00~12:00, 13:30~16:30 | |
| 1 : 06-6998-9970 | | | 18:00~20:30 | |
| 北河内夜間救急センター (小児科) | | | | |
| 住所 : 枚方市禁野本町 2-13-13 | 夜 | 毎日 | 受付時間 20:30~翌日5:30 | |
| 枚方市立保健センター4階 | 休 | (365 日対応) | 診療時間 21:00~翌日6:00 | |
| 23 : 072-840-7555 | | | | |
| 大阪市中央急病診療所(内科・小児科) | 夜 | 平日 | 22:00~翌日5:30 | |
| 住所 :大阪市西区新町4-10-13 | 休 | 土曜日 | 15:00~翌日5:30 | |
| 23 : 06-6534-0321 | IN | 日曜日・祝日 | 17:00~翌日5:30 | |
| 歯科 | | 診療受付時間 | | |
| 守口市休日応急診療所(歯科) | | | | |
| 住所 :守口市大宮通1-13-7 | 休 | 日曜日・祝日 | 10:00~11:30, 13:00~16:30 | |
| 市民保健センター1階 | IN | | 10:00, 11:30, 13:00, 10:30 | |
| 23 : 06-6998-9945 | | | | |
| 大阪府歯科医師会 夜間緊急歯科診療所 | 忐 | 毎日 | | |
| 住所:大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27 | <u>夜</u> 休 | ザロ (365 日対応) | 21:00~翌日3:00 | |
| T : 06-6774-2600 | | (909 日刈ル) | | |

(注) 365 日対応と記載のあるもの以外は、年末年始は診療受付時間が異なります。

■ 判断に迷ったときはこちら! (☆ただし、緊急時はすぐに「119番」!!!)

救急相談窓口「救急安心センターおおさか」

~ 突然の病気やケガで困ったら ~

■ 24 時間 365 日体制で、市民からの救急医療相談を「相談員」「看護師」「医師」が対応します。

☎:固定電話(プッシュ回線)・携帯電話・PHSからは #7119 ヘコール

☎:固定電話(ダイヤル回線)・IP電話からは 06-6582-7119 ヘコール

小児救急電話相談

~ 子どもの急な病気に困ったら ~

■ 20:00~翌日8:00 に、小児科医の支援体制のもと「看護師」が相談に応じます。

☎:固定電話(プッシュ回線)・携帯電話・PHSからは #8000 ヘコール

☎:固定電話(ダイヤル回線)・IP電話からは 06-6765-3650 ヘコール

大阪府医療機関情報システム・守口市門真市消防組合消防本部 ~ 救急病院を探すなら ~

■ 大阪府医療機関情報システムのホームページで救急病院が探せます。(www.mfis.pref.osaka.jp) また、24 時間 365 日体制でお電話での問い合わせにも対応します。

☎:06-6693-1199 大阪府救急医療情報センターへコール

■ 守口市門真市消防組合消防本部では、対応可能な救急病院を24時間365日体制でお伝えします。

☎:06-6906-1122 守口市門真市消防組合消防本部へコール

(2) 子どもや子育ての相談窓口

■ どこへ相談してよいかわからないときはまずこちら!

保育·幼稚園課

23: 06-6992-1033

■ 子育てに関する相談の総合窓口です。子育てに関することで、どこへ 相談してよいかわからないという場合にご利用ください。

■ 教育・保育に関する情報や地域子ども・子育て支援事業等に関する情報等の提供を行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援します。

(注) 平成27年度より設置予定です。

■ こんな時!の子育て相談

☆ O~18歳までの子どものことで相談したい!

子どもについての悩みや問題について相談をしたいとき

子育て支援課 相談係

23: 06-6992-1655

大阪府

中央子ども家庭センター

23: 072-828-0161

■ 子育ての不安やしつけに悩むなど、子どもに関するさまざまな問題についての相談を電話や来所で受け付けています。

- 悩みはひとりで抱え込まずに相談ください。
- 児童虐待の通告・相談の窓口です。

少年の非行問題等について相談したいとき

枚方少年サポートセンター

23: 072-843-2000

■ 少年の問題行動等に関する相談に応じ、少年の非行防止や犯罪被害防止のため、助言や指導、立ち直り支援活動等を行っています。

障がいのある子どもの発達や福祉サービスについての相談をしたいとき

市立わかくさ・わかすぎ園

3: 06-6996-0050

■ 在園児に限らず、障がいのある子どもの発達や福祉サービスの利用等 について相談・情報提供を行っています。

☆ 就学前の子どものことで相談したい!

子どもの健康や言葉の遅れなど発達に関することの相談をしたいとき

市民保健センター

23: 06-6992-2217

■ 子どもの健康のことや言葉の遅れなどの発達に関することで不安が あるときなどに、電話や来所で相談を受け付けています。

子育てに困ったときの相談をしたいとき

認定こども園

幼稚園

保育所

西:(各施設の連絡先は

「P122」 *へ*)

- 各園で、在園児に限らず園庭開放等の機会を通して、子育て相談を行っています。
- 私立認定こども園や私立保育園では、スマイルサポーターを配置し、 地域の子育て家庭への相談活動の充実を図っている園もあります。
- 私立幼稚園では、教育相談や臨床心理士によるカウンセリング等を行っている園もあります。

守口市子育て支援センター

T: 06-6995-7833

- 子育てに困ったときや悩みがあるときなどに、子育てアドバイザーが 面談や電話、FAX、メール等で相談に応じます。
- 必要に応じて専門相談員が対応します。(予約制です。休業日はFAXやメールで相談を受け付けています。)

☆ 小・中学生の子どものことで相談したい!

| いじめや不登校等、教育に関する相談をしたいとき | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 守口市教育センター ☎ :06-6997-0703 | 小・中学生や保護者等を対象にいじめや不登校、学習、特別支援教育等に関する相談を電話やメールで受け付けています。相談内容により、教育専門相談やスクールカウンセラー等の臨床心理士等が対応する相談、また、学生フレンドや適応指導教室といった支援にもつなげます。 | | | | | | |
| 電話相談 ☎:06-6992-6346 | ■ 相談のための専用ダイヤルです。 | | | | | | |
| いじめホットライン ☎:06-6992-0177 | ■ いじめについての相談に特化した専用ダイヤルです。 | | | | | | |
| メール相談 soudan@moriguchi-osk.de.jp | ■ 電話で相談しにくいという場合には、メールでの相談も受け付けています。返信には日数がかかることもあります。 | | | | | | |
| 教育専門相談 (要予約) | ■ 相談の内容により、臨床心理士や家族療法家等の専門相談員が対応 いたします。 | | | | | | |
| スクールカウンセラー | ■ 各中学校区に配置された臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが相談に対応します。■ お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。 | | | | | | |
| 学生フレンド | ■ 心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生に対して、学生フレンド(学生ボランティア)が週一回程度家庭訪問等を行い、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けての支援を行います。 ■ お問い合わせは、各小・中学校でも受け付けています。 | | | | | | |
| 適応指導教室 | ■ 心理的又は情緒的な原因により登校できない状況にある、不登校で悩む小・中学生の援助を行います。 ■ 適応指導教室の専門指導員が一人一人にあった支援プログラムを組み、指導にあたります。在籍する学校とのつながりを大切に、出席の取り扱いや学校復帰のための支援方法について学校と話し合いを行います。 | | | | | | |

■ 虐待を受けているかもしれない子どもを見つけたときはこちら!!

児童虐待に関する相談・通告先はこちら

■ 虐待と思われる子どもがいたら…、子育てに悩む親がいたら…、ご自身が出産や子育てに悩んだら…、 すぐにご連絡ください。(匿名での連絡も可能です。秘密は守られます。)

■ 平日

☎:06-6992-1655 子育て支援課 相談係へコール (9:00~17:30 で対応)

☎:072-828-0190 大阪府中央子ども家庭センターへコール (9:00~17:45で対応)

■ 夜間・休日 (平日 17:45~翌日9:00 および土曜日・日曜日・祝日 24 時間体制で対応)

☎:072-295-8737 大阪府中央子ども家庭センターへコール

■ 24 時間 365 日体制

☎:0570-064-000 児童相談所全国共通ダイヤルへコール

☎:06-6943-7076 チャイルドレスキュー110番(大阪府警本部)へコール

- (3) こんな時の子育て情報や子育てサービス
- 認定こども園、幼稚園、保育所および地域型保育事業についての情報が知りたい!

認定こども園、保育所および地域型保育事業について ~ 保育・幼稚園課 保育係 へ~

「保育所等入所(園)案内」(守口市のホームページに掲載しています。)

■ 守口市内の認定こども園、保育所および地域型保育事業の施設・入所(園)・利用に関する情報を 掲載しています。案内は、保育・幼稚園課や守口市子育て支援センターに備えてあります。

西: 06-6992-1637 保育・幼稚園課 保育係へコール(各施設の連絡先は「P122」へ)

公立幼稚園について

~ 保育・幼稚園課 幼稚園係 へ ~

「市立幼稚園園児入園案内」(守口市のホームページに掲載しています。)

■ 守口市内の公立幼稚園の施設・入園に関する情報を掲載しています。案内は、保育・幼稚園課の窓 口および各公立幼稚園に備えてあります。

西: 06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール (各施設の連絡先は「P122」へ)

私立幼稚園について

~ 各私立幼稚園 へ ~

「私立幼稚園ガイドブック」(大阪府私立幼稚園連盟のホームページ www.kinder-osaka.or.ip)

■ 私立幼稚園(守口市・門真市・大東市・四條畷市)の施設・入園・利用に関する情報を掲載してい ます。ガイドブックは、各私立幼稚園や保育・幼稚園課、守口市子育て支援センター、守口市内の 小児科・歯科の診療所等に備えてあります。

☎:問い合わせは各私立幼稚園へコール(各施設の連絡先は「P122」へ)

☆私立幼稚園に就園する園児の保護者に対する補助金があります。

「私立幼稚園等就園奨励費補助金」

■ 現行制度では、市内に在住する者のうち、私立幼稚園等に就園する満3歳児、3~5歳児の保護者 を対象に、保護者の所得に応じて保育料および入園料の一部を補助します。なお、補助金交付限度 額が実際に支払った保育料および入園料を上回るときは、当該支払額が限度となります。

西: 06-6992-1658 保育·幼稚園課 幼稚園係へコール

「私立幼稚園保護者補助金」

■ 現行制度では、市内に在住する者のうち、市内の私立幼稚園に在園する4・5歳児の保護者を対象 に補助します。なお、補助金には交付限度額があります。

☎:06-6992-1658 保育・幼稚園課 幼稚園係へコール

■ 子どもを一時的に預かって欲しい!

ファミリー・サポート・センター事業

- 子どもを一時的に預かってほしい人(依頼会員)と子どもを預かることができる人(協力会員)が 会員となり、両者の希望をセンターが調整して、会員同士が育児の援助活動を行っています。
- 保護者が就労や病気等により一時的に預かって欲しい時だけでなく、認定こども園や幼稚園、保育 所、習い事等への送迎にもご利用いただけます。ただし、子どもが病気のときはご利用いただけま せん。
- 対象年齢…生後3か月から小学校3年生まで

利用料金…平日7:00~20:00 1時間あたり700円

土日祝や年末年始、上記以外の時間帯 1時間あたり800円

受付日時…月曜日~土曜日9:00~17:00(祝日・年末・年始を除く)

☎:06-6995-7877 もりぐちファミリー・サポート・センターへコール

■ 子育て中の人同士で交流したい!子どもが安全に遊べる場所を知りたい!

子育て支援事業

~ 就学前の子とその保護者の交流の場 ~

- 守口市内では、守口市子育て支援センター、一乗寺学園、土居ひまわりこども園、白鳩チルドレン センター八雲中およびにしき認定こども園が地域子育て支援拠点事業を実施しており、子育て中の 親が出会い、情報交換や相談ができる場としての機能を有し、子育てに関する情報提供や子育て講 座や講演会などを行っています。
- 上記以外の施設でも、園庭開放や子育て相談を実施するなど子育て支援事業を行っています。

☎:06-6995-7833 守口市子育て支援センターへコール(各施設の連絡先は「P122」へ)

子育てサークル

~ 就学前の子とその保護者の交流の場 ~

- 守口市内には公民館や会館などを拠点にお母さんたちが自主的に集まって独自の工夫をこらした 活動をしている子育てサークルがあり、子ども同士を遊ばせながら、子育てについての情報交換等 を行っています。
- 子育てサークルの情報は、子育て支援センター内の情報コーナーの掲示板や「子育て支援センター 機関紙0歳からの子育てつうしん『もりっこ』」に掲載しています。

☎:06-6995-7833 守口市子育て支援センターへコール

市立児童センター ~ 3歳以上の幼児とその保護者の交流および小学生の遊び場 ~

- 地域社会における子どものレクリエーションセンターとして、子どもに健全で楽しい遊び場を提供 し、心身の発達向上を図り、子どもの健やかな育ちを支援するための施設です。
- 対象年齢…保護者が同伴する3歳以上の幼児および小学生

開館日時…毎週月曜日~十曜日 10:00~17:00(日曜日・祝日・年末年始は休館)

住所:守口市金田町1-4-1

☎:06-6902-1006 市立児童センターへコール

■ 就学前の子どもと一緒に出かけるときに知っておきたい公立施設の状況

| 施設 | 守口市役所 | 市立わかくさ・わかすぎ園 | 市民保健センター | 守口市子育て支援センター | 市立児童センター | ムーブ 21 (生涯学習情報センター) | エナジーホール(守口文化センター) | もりぐち歴史館「旧中西家住宅」 | 大日駅前交通広場トイレ | 三郷公民館 | 西部公民館 | 東部公民館 | 南部公民館 | 錦公民館 | 庭窪公民館 | 庭窪公民館分室 | 北部公民館 | 八雲東公民館 |
|----------|------------|--------------|------------|--------------|----------|---------------------|-------------------|-----------------|-------------|---------|---------|---------|------------|---------|------------|------------|------------|---------|
| 授乳スペース | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | |
| ベビーベッド | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | \bigcirc | | \circ | \bigcirc | | \bigcirc | \circ | \circ | | \circ | | \bigcirc | | \circ | \circ |
| 幼児コーナー | | | | | | \bigcirc | \bigcirc | | | | 0 | \circ | \bigcirc | \circ | | \bigcirc | \bigcirc | \circ |
| おむつ交換台 | 0 | \bigcirc | \bigcirc | | | 0 | \bigcirc | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| 幼児用便器 | | \circ | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | |
| トイレ内乳児イス | | \circ | \circ | | | | | | 0 | | | | | | | | | |
| 乳母車置き場 | | | 0 | | 0 | \bigcirc | | | | | | | | | | | | |

(4)教育・保育施設等の連絡先

| | 公立保育所 | 5 |
|----|---------|--------------|
| | 大久保保育所 | 06-6902-1400 |
| | 梶保育所 | 06-6902-0383 |
| 東部 | 金田保育所 | 06-6902-1170 |
| | 佐太保育所 | 06-6902-1160 |
| | 藤田保育所 | 06-6903-8406 |
| | 外島保育所 | 06-6997-0484 |
| 中部 | 西保育所 | 06-6991-2901 |
| | 八雲東保育所 | 06-6909-3344 |
| | 大宮保育所 | 06-6996-2070 |
| | 北寺方保育所 | 06-6998-7424 |
| 南部 | 寺方保育所 | 06-6996-9381 |
| | 南保育所 | 06-6993-8845 |
| | あおぞら保育所 | 06-6992-1674 |

| | 小規模保育事業所 | 5 |
|----|--------------|--------------|
| 東 | グレース保育園 | 06-6901-8880 |
| 東部 | とも共同保育所ともっこ園 | 06-6901-2377 |
| | コスモス共同保育所 | 06-6992-7249 |
| | 大日サンフレンズ保育園 | 06-6905-8776 |
| 中部 | 武下家庭保育所 | 06-7501-4466 |
| | ナースリーさくら | 06-6993-3553 |
| | ひよどり保育園 | 06-6993-1125 |
| 南部 | くろしお保育園 | 06-6996-1177 |

寺方保育所と南保育所が統合し、 平成27年6月よりあおぞら保育所

私立保育園番東部オリンピアおおぞら保育園06-6902-2250守口中央保育園06-6901-0521

| | 私立認定こども園 | | 5 |
|----|----------------|---|--------------|
| | 一乗寺学園 | 地 | 06-6901-2400 |
| 東 | 大阪国際大和田幼稚園 | | 06-6902-7329 |
| 東部 | たちばな東こども園 | | 06-6901-2763 |
| | らいこうじ学園 | | 06-6902-3173 |
| | 白鳩チルドレンセンター八雲中 | 地 | 06-6909-0061 |
| 中部 | 土居ひまわりこども園 | 地 | 06-6991-2441 |
| | 御幸幼稚園・さくらんぼ保育園 | | 06-6991-1822 |
| | 寺内さくらこども園 | | 06-6991-0497 |
| 南 | 高瀬ひまわりこども園 | | 06-6996-0301 |
| 部 | にしき認定こども園 | 地 | 06-6997-4008 |
| | 橋波幼児舎 | | 06-6998-5321 |

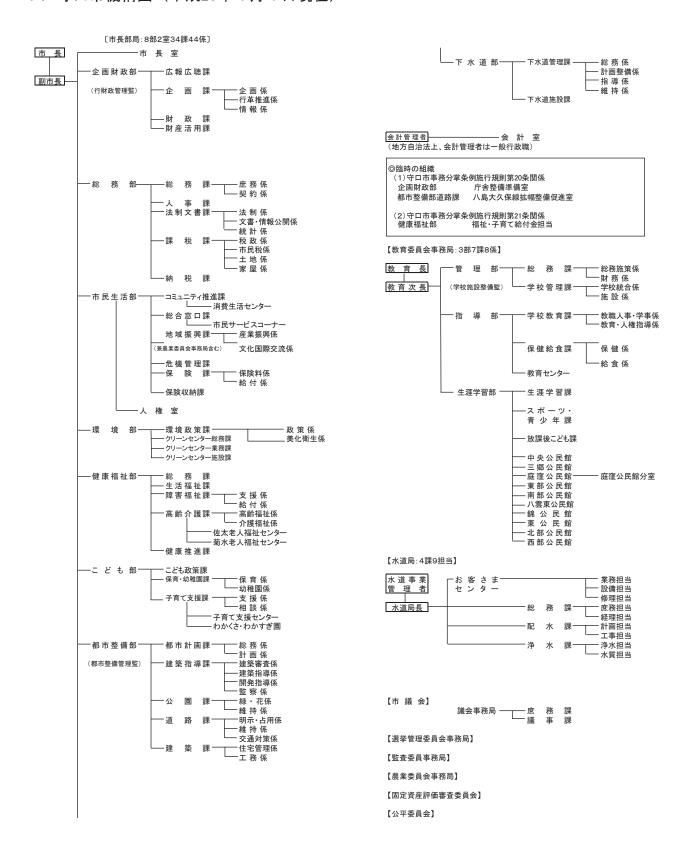
| | 公立幼稚園 | |
|----|---------|--------------|
| | おおくぼ幼稚園 | 06-6902-1163 |
| 東部 | とうだ幼稚園 | 06-6903-0226 |
| | にわくぼ幼稚園 | 06-6902-0700 |
| 中部 | やくも幼稚園 | 06-6992-3000 |
| 南部 | とうこう幼稚園 | 06-6992-0800 |

が開所予定です。

| | 私立幼稚園 | 5 |
|----|--------|--------------|
| 東 | 金田幼稚園 | 06-6901-8873 |
| 東部 | 白百合幼稚園 | 06-6901-2881 |
| 中 | 早苗幼稚園 | 06-6991-2595 |
| 中部 | 守口幼稚園 | 06-6992-0109 |
| | 三郷幼稚園 | 06-6991-1881 |
| 南部 | 寺方幼稚園 | 06-6992-7090 |
| | 守口東幼稚園 | 06-6996-8787 |

- (注) 地は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設です。
- (注) 平成27年2月末現在の申請内容に基づき作成しています。
- (注) 守口中央保育園は、平成27年度中に認定こども園に移行予定です。

7. 守口市機構図(平成26年4月1日現在)



8. 守口市の子どもの人口実績と推計

【平成22~26年人口実績】

| | 年齢 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|----|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 0歳 | 1,088 | 1,059 | 1,022 | 975 | 1,027 |
| | 1歳 | 1, 163 | 1, 109 | 1,050 | 1,044 | 1,002 |
| | 2歳 | 1, 134 | 1, 151 | 1,082 | 1,061 | 1,036 |
| | 3歳 | 1, 165 | 1, 115 | 1, 126 | 1,082 | 1,040 |
| | 4歳 | 1, 124 | 1, 147 | 1, 104 | 1, 123 | 1,076 |
| | 5歳 | 1, 148 | 1, 118 | 1, 145 | 1, 093 | 1, 102 |
| | 6歳 | 1, 195 | 1, 142 | 1, 111 | 1, 134 | 1,064 |
| 人 | 7歳 | 1, 205 | 1, 194 | 1, 137 | 1, 109 | 1, 123 |
| 口実 | 8歳 | 1, 313 | 1,210 | 1, 182 | 1, 136 | 1,092 |
| 績 | 9歳 | 1, 335 | 1,320 | 1, 210 | 1, 176 | 1, 133 |
| | 10 歳 | 1, 421 | 1, 329 | 1, 313 | 1, 211 | 1, 170 |
| | 11 歳 | 1, 498 | 1, 416 | 1, 321 | 1, 307 | 1, 216 |
| | 合計 (0~11歳) | 14, 789 | 14, 310 | 13, 803 | 13, 451 | 13, 081 |
| | (1・2歳) | 2, 297 | 2, 260 | 2, 132 | 2, 105 | 2,038 |
| | (3~5歳) | 3, 437 | 3, 380 | 3, 375 | 3, 298 | 3, 218 |
| | (0~5歳) | 6, 822 | 6, 699 | 6, 529 | 6, 378 | 6, 283 |
| | (6~11歳) | 7, 967 | 7,611 | 7, 274 | 7, 073 | 6, 798 |

資料:守口市統計(各年4月1日現在)

【平成22~26年人口実績に基づく人口推計】

| | 年齢 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|--------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 0歳 | 921 | 900 | 888 | 876 | 866 |
| | 1歳 | 1,055 | 946 | 925 | 913 | 901 |
| | 2歳 | 994 | 1, 046 | 938 | 917 | 905 |
| | 3歳 | 1, 015 | 974 | 1, 025 | 920 | 899 |
| | 4歳 | 1,034 | 1,009 | 968 | 1,019 | 915 |
| | 5歳 | 1,055 | 1,013 | 988 | 948 | 998 |
| | 6歳 | 1,073 | 1,027 | 986 | 961 | 922 |
| 人 | 7歳 | 1,054 | 1,062 | 1, 017 | 977 | 952 |
| 口 推 | 8歳 | 1, 106 | 1, 038 | 1, 045 | 1,001 | 962 |
| 計 | 9歳 | 1,089 | 1, 103 | 1,035 | 1,042 | 998 |
| | 10 歳 | 1, 127 | 1, 083 | 1, 097 | 1,029 | 1, 036 |
| | 11 歳 | 1, 175 | 1, 132 | 1,088 | 1, 102 | 1,034 |
| | 合計 (0~11歳) | 12, 698 | 12, 333 | 12,000 | 11, 705 | 11, 388 |
| | (1・2歳) | 2,049 | 1,992 | 1,863 | 1,830 | 1,806 |
| | (3~5歳) | 3, 104 | 2, 996 | 2, 981 | 2, 887 | 2, 812 |
| | (0~5歳) | 6,074 | 5, 888 | 5, 732 | 5, 593 | 5, 484 |
| | (6~11歳) | 6, 624 | 6, 445 | 6, 268 | 6, 112 | 5, 904 |

資料:守口市統計データより推計(各年4月1日現在)

9. ニーズ調査の結果

(1) ニーズ調査の結果について

① 掲載データについて

今回の調査項目のうち、主な調査結果のみを掲載している。

② 結果の見方

- ・ 回答は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示してある。小数点第2位 を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 複数回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を上回る。なお、グラフに次のような表示がある場合、複数回答を依頼した質問である。
 - MA% (Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・ 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」 と表記している場合がある。
- ・ 回答者数 (n) が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすること は難しいので、おおよその回答の傾向をみることになる。
- ・ グラフにおいて、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。
- ・ 割合の表記における「弱」や「強」などは、5割弱(47.0~48.9%)、約5割(49.0~51.0%)、 5割強(51.1~53.0%)、5割台半ば(53.1~56.9%)としている。

③ 前回調査との比較

今回の調査項目のうち、次世代育成支援後期行動計画の策定に際して平成21年度に実施したニーズ調査と同一の項目については、当該調査結果も合わせて表示している。

(2)回答者の属性

①回答者

【就学前調査】

| 調査数 | 2, 817 | 100.0% |
|------|--------|--------|
| お母さん | 2, 664 | 94. 6% |
| お父さん | 132 | 4. 7% |
| その他 | 15 | 0.5% |
| 無回答 | 6 | 0. 2% |

【就学後調查】

| 調査数 | 390 | 100.0% |
|------|-----|--------|
| お母さん | 355 | 91. 0% |
| お父さん | 31 | 7. 9% |
| その他 | 3 | 0.8% |
| 無回答 | 1 | 0.3% |

②居住エリア

【就学前調査】

| 調査数 | 2, 817 | 100.0% |
|--------|--------|--------|
| 東部エリア | 1, 087 | 38. 6% |
| 中部エリア | 750 | 26. 6% |
| 南部エリア | 944 | 33. 5% |
| 太子橋小学校 | 12 | 0.4% |
| 無回答 | 24 | 0.9% |

【就学後調査】

| 調査数 | 390 | 100.0% |
|--------|-----|--------|
| 東部エリア | 141 | 36. 2% |
| 中部エリア | 83 | 21. 3% |
| 南部エリア | 164 | 42. 1% |
| 太子橋小学校 | - | - |
| 無回答 | 2 | 0.5% |

③子どもの年齢

【就学前調査】

| 調査数 | 2, 817 | 100.0% |
|-----|--------|--------|
| 0歳 | 344 | 12.2% |
| 1歳 | 346 | 12. 3% |
| 2歳 | 337 | 12.0% |
| 3歳 | 543 | 19.3% |
| 4 歳 | 627 | 22. 3% |
| 5 歳 | 562 | 20.0% |
| 無回答 | 58 | 2.1% |

【就学後調査】

| 調査数 | 390 | 100.0% |
|------------|-----|--------|
| 小学1年生(6歳) | 49 | 12.6% |
| 小学2年生(7歳) | 69 | 17. 7% |
| 小学3年生(8歳) | 64 | 16. 4% |
| 小学4年生(9歳) | 63 | 16. 2% |
| 小学5年生(10歳) | 70 | 17. 9% |
| 小学6年生(11歳) | 62 | 15. 9% |
| 無回答 | 13 | 3. 3% |

④子どもの同居状況(複数回答あり)

【就学前調査】

| 調査数(MA%) | 2, 817 | 100.0% |
|-------------------------|--------|--------|
| お父さんとお母さんと一緒に住 んでいる | 2, 474 | 87. 8% |
| お父さんと一緒に住んでいる (父子家庭) | 24 | 0. 9% |
| お母さんと一緒に住んでいる (母子家庭) | 223 | 7. 9% |
| おじいちゃんと一緒に住んでい る | 147 | 5. 2% |
| おばあちゃんと一緒に住んでい る | 252 | 8. 9% |
| おじいちゃんが近所に住んでい る | 932 | 33. 1% |
| おばあちゃんが近所に住んでい る | 1, 155 | 41.0% |
| その他 | 77 | 2. 7% |
| 無回答 | 15 | 0. 5% |

【就学後調査】

| 調査数(MA%) | 390 | 100.0% |
|-------------------------|-----|--------|
| お父さんとお母さんと一緒に住 んでいる | 340 | 87. 2% |
| お父さんと一緒に住んでいる (父子家庭) | 6 | 1. 5% |
| お母さんと一緒に住んでいる (母子家庭) | 38 | 9. 7% |
| おじいちゃんと一緒に住んでい る | 30 | 7. 7% |
| おばあちゃんと一緒に住んでい る | 54 | 13. 8% |
| おじいちゃんが近所に住んでい る | 102 | 26. 2% |
| おばあちゃんが近所に住んでい る | 144 | 36. 9% |
| その他 | 13 | 3. 3% |
| 無回答 | 2 | 0. 5% |

(3) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

【就学前調査】

| 調査数 | 2, 793 | 100.0% |
|----------------------------------|--------|--------|
| フルタイムで就労 | 674 | 24. 1% |
| フルタイムで就労(産休・育 休・介護休業中) | 110 | 3.9% |
| パート・アルバイトなどで就労 | 862 | 30. 9% |
| パート・アルバイトなどで就労 (産休・ 育休・介護休業中) | 63 | 2. 3% |
| 以前は働いていたが、今は就労 していない | 871 | 31. 2% |
| これまで就労したことがない | 172 | 6. 2% |
| 無回答 | 41 | 1.5% |

【就学後調査】

| 調査数 | 384 | 100.0% |
|----------------------------------|-----|--------|
| フルタイムで就労 | 95 | 24. 7% |
| フルタイムで就労 (産休・育 休・介護休業中) | 2 | 0. 5% |
| パート・アルバイトなどで就労 | 155 | 40. 4% |
| パート・アルバイトなどで就労 (産休・ 育休・介護休業中) | 4 | 1.0% |
| 以前は働いていたが、今は就労 していない | 97 | 25. 3% |
| これまで就労したことがない | 30 | 7. 8% |
| 無回答 | 1 | 0.3% |

②母親の就労希望

【就学前調査】

| 調査数 | 925 | 100.0% |
|---------------------------------|-----|--------|
| フルタイムへの転換希望があ り、実現できる見込みがある | 53 | 5. 7% |
| フルタイムへの転換希望はある が、実現できる見込みはない | 242 | 26. 2% |
| パート・アルバイトなどで働き 続けることを希望 | 460 | 49. 7% |
| パート・アルバイトなどをやめ て子育てや家事に専念したい | 60 | 6. 5% |
| 無回答 | 110 | 11. 9% |

【就学後調査】

| 調査数 | 159 | 100.0% |
|---------------------------------|-----|--------|
| フルタイムへの転換希望があ り、実現できる見込みがある | 9 | 5. 7% |
| フルタイムへの転換希望はある が、実現できる見込みはない | 40 | 25. 2% |
| パート・アルバイトなどで働き 続けることを希望 | 99 | 62. 3% |
| パート・アルバイトなどをやめ て子育てや家事に専念したい | 2 | 1.3% |
| 無回答 | 9 | 5. 7% |

③父親の就労状況

【就学前調査】

| 調査数 | 2, 594 | 100.0% |
|------------------------------|--------|--------|
| フルタイムで就労 | 2, 482 | 95. 7% |
| フルタイムで就労(育休・介護 休業中) | 6 | 0. 2% |
| パート・アルバイトなどで就労 | 34 | 1.3% |
| パート・アルバイトなどで就労(育休・ 介護休業中) | - | - |
| 以前は働いていたが、今は就労 していない | 37 | 1.4% |
| これまで就労したことがない | - | - |
| 無回答 | 35 | 1.3% |

【就学後調査】

| 調査数 | 352 | 100.0% |
|------------------------------|-----|--------|
| フルタイムで就労 | 343 | 97. 4% |
| フルタイムで就労(育休・介護 休業中) | 2 | 0.6% |
| パート・アルバイトなどで就労 | 2 | 0.6% |
| パート・アルバイトなどで就労(育休・ 介護休業中) | - | - |
| 以前は働いていたが、今は就労 していない | 3 | 0. 9% |
| これまで就労したことがない | 1 | 0.3% |
| 無回答 | 1 | 0.3% |

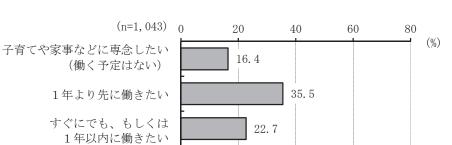
④ 母親の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前、就学後調査とも、『働きたい』 (「1年より先に働きたい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」)の割合が6割前後となっています。そのうち「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合は、就学前調査で2割強、就学後調査で4割強となっています。

一番下の子どもが何歳頃に働きたいかについては、就学前、就学後調査とも「6歳以上」の 割合が最も高く、特に就学後調査では約7割と高くなっています。

1年以内に就労したい人の希望する就労形態については、就学前、就学後調査とも「パートタイム・アルバイトなど」の割合が高く、就学前調査では7割台半ば、就学後調査では9割台半ばとなっています。

【就学前調査】 ※母親が就労していない人のみ回答



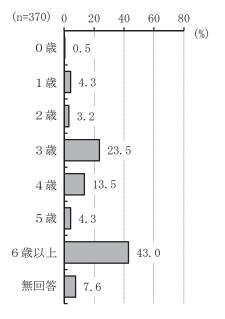
25.4

(就労意向)

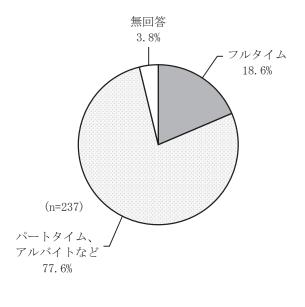
(一番下の子どもが何歳頃に働きたいか)

無回答

※1年以上先に就労したい人のみ

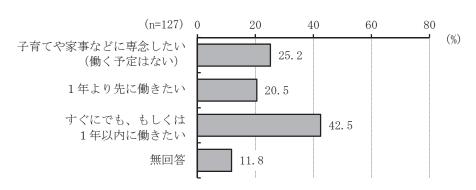


(希望する就労形態) ※1年以内に就労したい人のみ



【就学後調査】 ※母親が就労していない人のみ回答

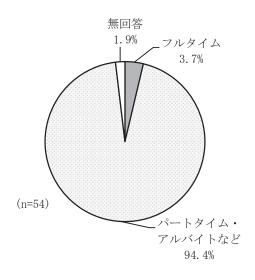
(就労意向)



(一番下の子どもが何歳頃に働きたいか) ※1年以上先に就労したい人のみ

(n=26) 0 20 40 60 (%) 0歳 0.0 3.8 1歳 2歳 0.0 3歳 15.4 7.7 4歳 5歳 0.0 6歳以上 69. 2 無回答 3.8

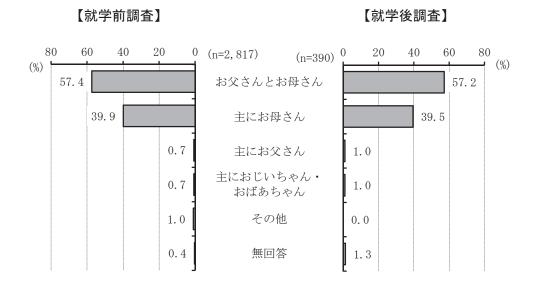
(希望する就労形態) ※1年以内に就労したい人のみ



(4) 子育ての状況

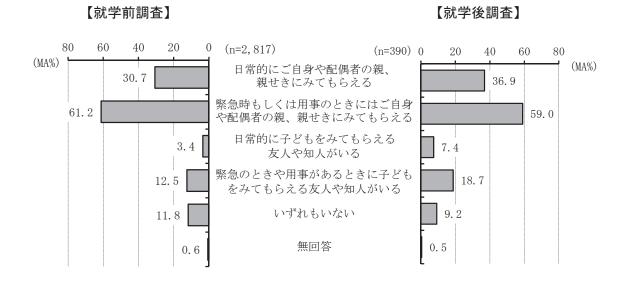
① 主に子育てを行っている人

就学前、就学後調査とも、保護者の6割弱が「お父さんとお母さん」と回答しており、約4割が「主にお母さん」と回答しています。



② 子どもをみてもらえる親族や友人・知人の有無

就学前、就学後調査とも「緊急時もしくは用事のときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が最も高く、6割前後となっています。一方、「いずれもいない」の割合は、就学前、就学後調査とも1割前後となっています。



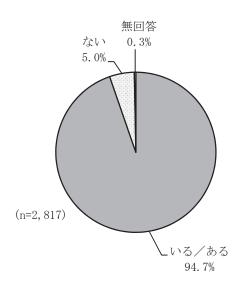
③ 子育でに関する相談相手・場所の有無、相談先

相談相手・場所の有無をみると、就学前、就学後調査とも、保護者の9割以上が「いる/ある」と回答しています。

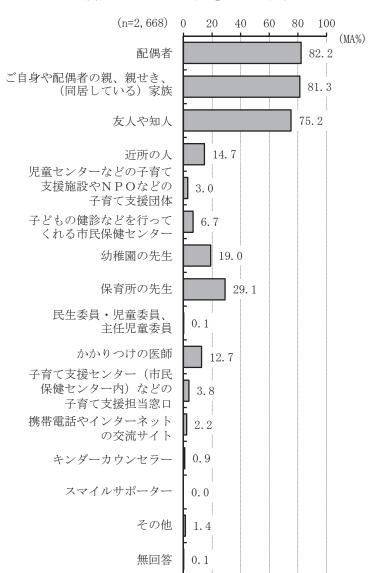
相談先については、就学前、就学後調査とも、「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき、 (同居している)家族」、「友人や知人」の割合が高くなっています。「配偶者」、「ご自身や配 偶者の親、親せき、(同居している)家族」、「友人や知人」の割合を就学前、就学後調査で比 べると、すべての項目において就学前調査の割合が高い傾向にあります。

【就学前調査】

(相談できる人・場所の有無)



(相談先) ※相談先が「いる/ある」人のみ回答

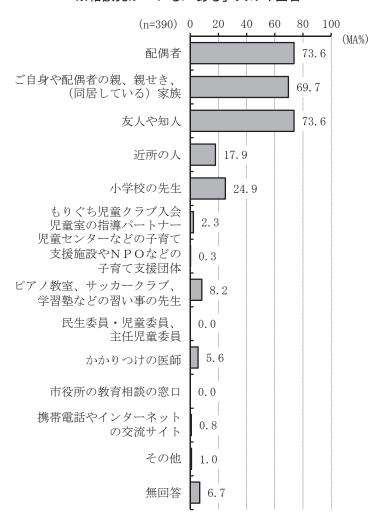


【就学後調査】

(相談できる人・場所の有無)

無回答 ない 0.0% 6.9% (n=390) いる/ある 93.1%

(相談先) ※相談先が「いる/ある」人のみ回答



(4) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

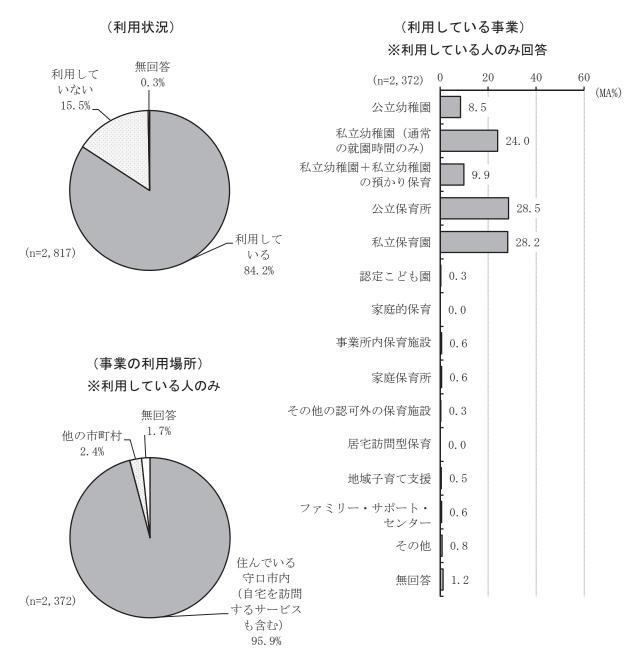
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、保護者の8割以上が「利用している」と 回答しています。

利用している事業の内容については、「公立保育所」、「私立保育園」の割合が3割弱、「私立幼稚園(通常の就園時間のみ)」の割合が2割台半ばとなっています。

事業の利用場所については、保護者の9割以上が「守口市内」と回答しています。

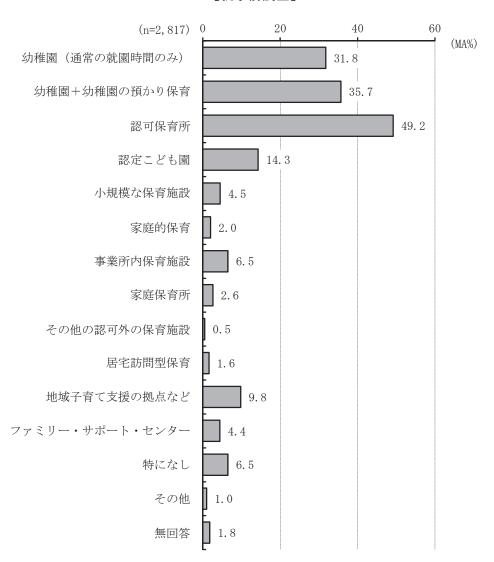
【就学前調査】



② 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認可保育所」の割合が約5割と最も高くなっています。次いで「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が3割半ば、「幼稚園(通常の就園時間のみ)」の割合が3割強となっています。

【就学前調査】



③ 土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

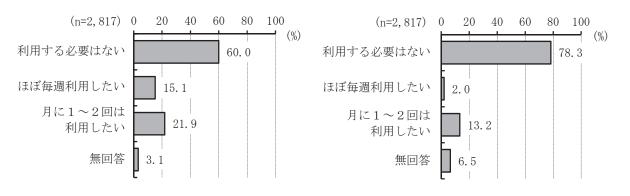
土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、『利用したい』(「ほぼ毎週利用したい」 + 「月に $1\sim2$ 回は利用したい」)の割合は、土曜日が4割弱であるのに対し、日曜・祝日は1割台半にとどまっています。

長期休暇中の利用希望については、『利用したい』(「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」 +「休みの期間中、週に数日利用したい」)の割合は4割台半ばとなっていますが、「休みの期間中、ほぼ毎週利用したい」の割合は1割未満と低くなっています。

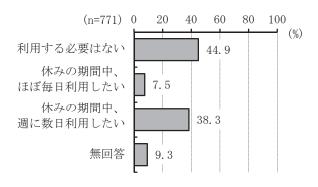
【就学前調査】

(土曜日の利用希望)

(日曜・祝日の利用希望)



(長期休暇中の利用希望) ※幼稚園を利用している人のみ回答



(5) もりぐち児童クラブ入会児童室について

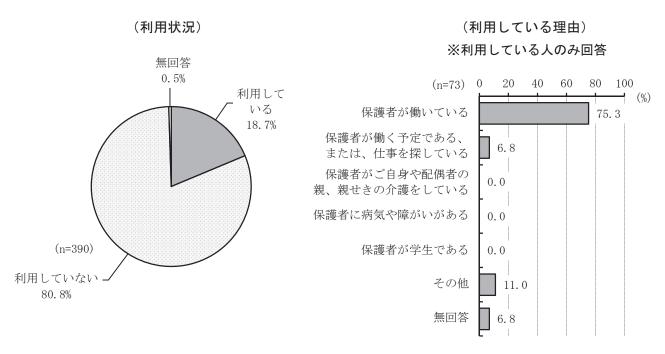
① もりぐち児童クラブ入会児童室の利用状況と利用希望

利用状況をみると、保護者の2割弱が「利用している」と回答しています。

利用している理由については、「保護者が働いている」の割合が7割台半ばと最も高くなっ ています。

利用希望についてみると、『利用したい』(「ほぼ毎週利用したい」+「月に1~2回は利用 したい」)の割合は、土曜日が3割台半ば、日曜・祝日が2割台半ばとなっています。

【就学後調査】

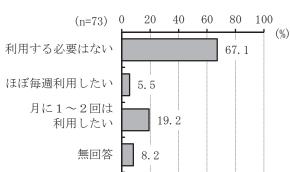


※利用している人のみ回答 (n=73) 0 40 60 80 100 利用する必要はない 54.8 ほぼ毎週利用したい

(土曜日の利用希望)

(n=73) 0 (%) 利用する必要はない ほぼ毎週利用したい 5.5 13.7 月に1~2回は 月に1~2回は 21.9 利用したい 利用したい 無回答 無回答 9.6 8.2

(日曜・祝日の利用希望) ※利用している人のみ回答



② もりぐち児童クラブ入会児童室の利用希望

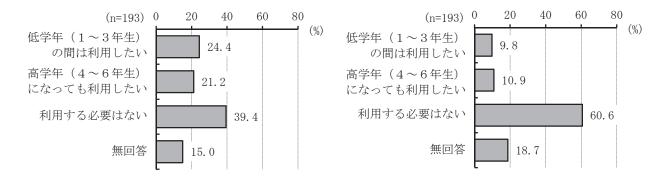
土曜日、日曜・祝日の利用希望をみると、土曜日、日曜・祝日のどちらとも「利用する必要はない」の割合が最も高く、土曜日が約4割、日曜・祝日が約6割となっています。利用を希望する割合についてみると、「低学年($1\sim3$ 年生)の間は利用したい」、「高学年($4\sim6$ 年生)になっても利用したい」の割合はともに、土曜日では2割台、日曜・祝日では1割未満となっています。

一方、長期休暇中の利用希望については、「利用する必要はない」の割合が1割未満となっており、「低学年($1\sim3$ 年生)の間は利用したい」は約4割、「高学年($4\sim6$ 年生)になっても利用したい」の割合は3割強となっています。

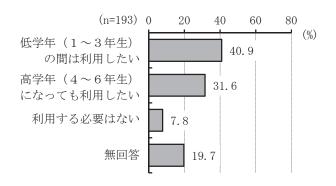
【就学前調査】 ※就学後にもりぐち児童クラブ入会児童室を利用したい人のみ回答

(土曜日の利用希望)

(日曜・祝日の利用希望)



(長期休暇中の利用希望)



(6) 病児・病後児保育について

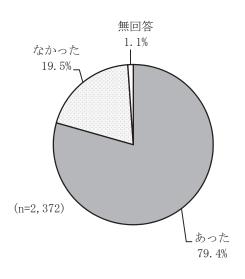
① この1年間に子どもが病気・ケガで教育・保育事業や学校を休んだ経験の有無とその対応

休んだ経験の有無をみると、「あった」と回答した割合は、就学前調査が約8割、就学後調査が6割台半ばとなっています。

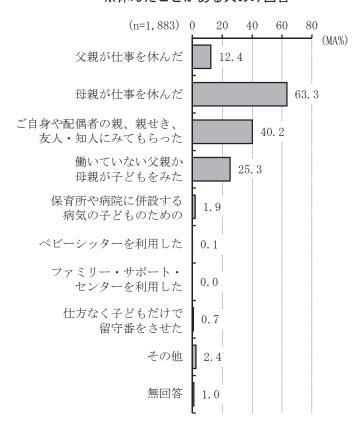
休んだ場合の対応については、就学前、就学後調査とも「母親が仕事を休んだ」の割合が最も高く、就学前調査では6割台半ば、就学後調査では4割台半ばとなっています。また、「仕方なく子どもだけで留守させた」の割合は、就学後調査で1割台半ばとなっています。

【就学前調査】

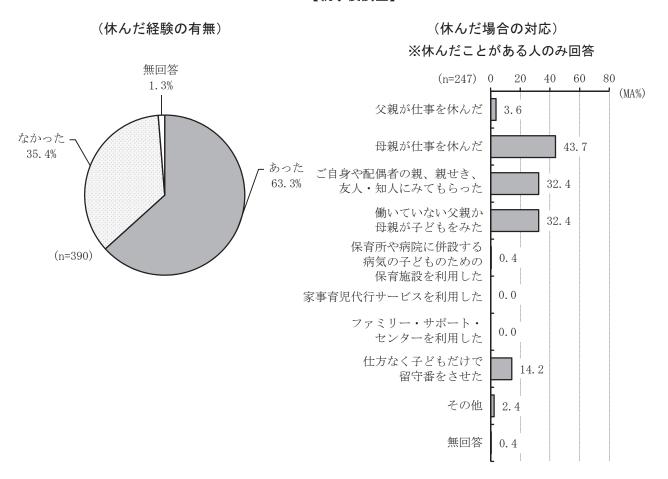
(休んだ経験の有無)



(休んだ場合の対応) ※休んだことがある人のみ回答



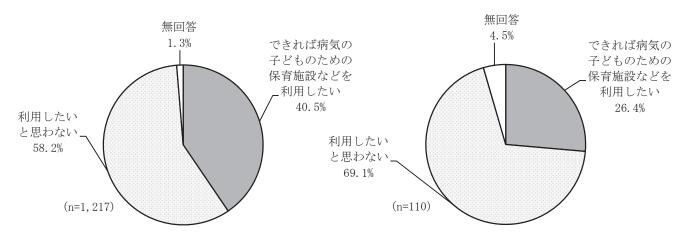
【就学後調査】



② 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

就学前、就学後調査とも「利用したいと思わない」の割合が「できれば病気の子どものための保育施設などを利用したい」の割合を上回り、就学前調査では6割弱、就学後調査では約7割となっています。

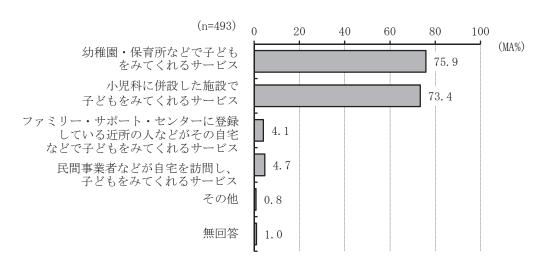
【就学前調査】 【就学後調査】 ※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答 ※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答



③ 病児・病後児保育事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所などで子どもをみてくれるサービス」と「小児科に併設した施設で子どもをみてくれるサービス」の割合が7割台半ばとなっています。

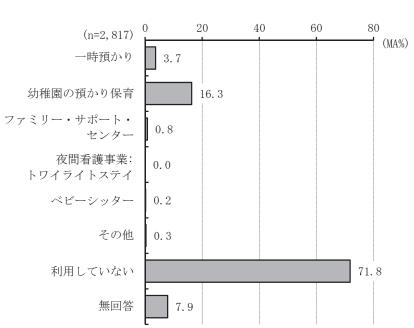
【就学前調査】 ※父親もしくは母親が休んだ人のみ回答



(7) 一時預かりについて

① この一年間に不定期に子どもを預かる事業の利用状況

「利用していない」の割合が7割強と最も高くなっています。利用しているものについてみると「幼稚園の預かり保育」が最も高く、1割台半ばとなっています。

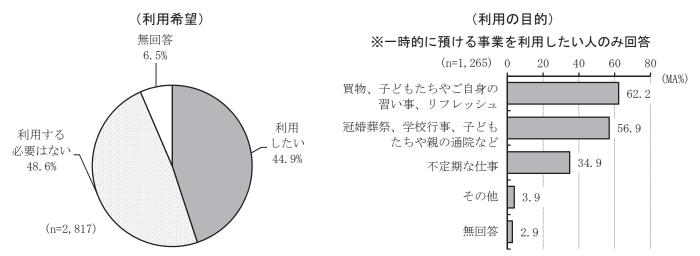


【就学前調査】

② 子どもを一時的に預ける事業の利用希望とその目的

利用希望をみると、「利用する必要はない」、「利用したい」の割合がともに4割台半ばとなっており、「利用する必要はない」の割合が「利用したい」の割合をわずかに上回っています。 利用目的については、「買物、子どもたちやご自身の習い事、リフレッシュ」の割合が6割強と最も高くなっています。そのほかについては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもたちや親の通院など」の割合が5割台半ば、「不定期な仕事」の割合が3割台半ばとなっています。

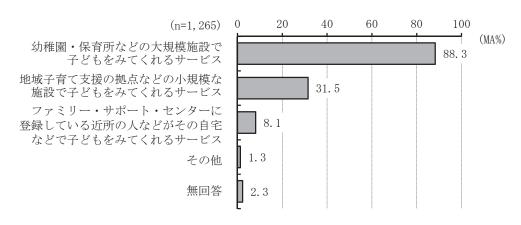
【就学前調査】



③ 子どもを一時的に預ける事業として望ましい形態

「幼稚園・保育所などの大規模施設で子どもをみてくれるサービス」が全体の約9割を占めています。次いで「地域子ども支援の拠点などの小規模な施設で子どもをみてくれるサービス」の割合が高く、3割強となっています。

【就学前調査】 ※一時的に預ける事業を利用したい人のみ



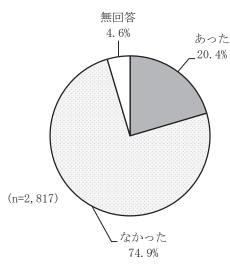
④ この1年間に子どもを泊まりがけで家族以外に預けた経験の有無とその対応

預けた経験の有無をみると、就学前、就学後調査とも2割前後の保護者が「あった」と回答しています。

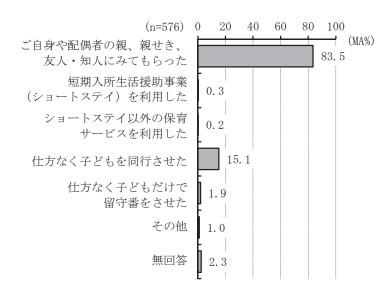
預け先については、就学前、就学後調査とも「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人に みてもらった」が8割台と最も高くなっています。一方で預け先がなかったという回答もみられ、就学前調査での「仕方なく子どもを同行させた」の割合は1割台半ば、就学後調査での「仕 方なく子どもだけで留守番させた」の割合は約1割となっています。

【就学前調査】

(預けた経験)

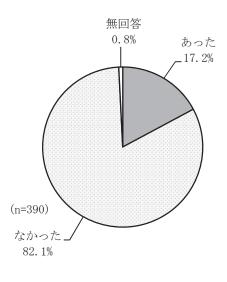


(預け先) ※預けたことがある人のみ

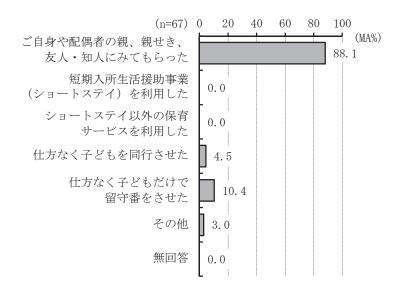


【就学後調査】

(預けた経験)



(預け先) ※預けたことがある人のみ

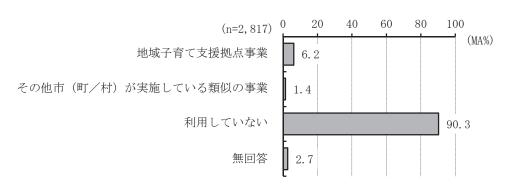


(8) 地域子育て支援拠点事業について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が全体の約9割を占めています。

【就学前調査】



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」 の割合が7割台半ばと最も高くなっています。

利用したいサービスについては、「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」の割合が約7割と最も高くなっています。次いで「子育てに関する相談・援助」の割合が約4割、「地域の子育て関連情報の提供」の割合が約3割となっています。

【就学前調査】

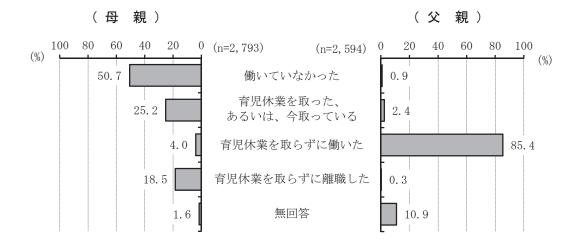
(今後の利用希望) (利用したいサービス) (n=588) 0 20 40 60 (n=2, 817)20 40 60 - (3LA%) (%) 常設の子育て親子の交流の場・ 利用していないが、 70.7 17.7 遊びの場の提供 今後利用したい すでに利用しているが、 40.3 子育てに関する相談・援助 3. 1 今後利用日数を増やしたい 30.8 新たに利用したり、利用日数を 地域の子育て関連情報の提供 73.1 増やしたいとは思わない 19.6 子育てに関する講習 無回答 6.1 地域に出向いての交流の場の提供 11.7 (出張ひろば) 保育所や幼稚園の入所・利用に 12.2 関する相談 さまざまな世代との交流の場の提供 14.5 家庭への訪問支援 2.6 その他 2.4 無回答 10.7

(9) 子育てと仕事の両立について

① 育児休業取得状況

母親についてみると、「働いていなかった」の割合が約5割、「育児休業を取った、あるいは、 今取っている」の割合が2割台半ばとなっています。一方、父親では「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合は数パーセントにとどまり、「育児休業を取らずに働いた」の割合が8割台半ばとなっています。

【就学前調査】



② 育児休業取得後の職場復帰状況

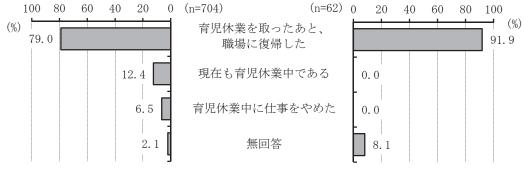
「育児休業を取ったあと、職場に復帰した」の割合は、母親で約8割、父親で9割強となっています。

【就学前調査】

 (母親)
 (父親)

 ※母親が育児休業を取得した人のみ回答
 ※父親が育児休業を取得した人のみ回答

 100 80 60 40 20 0 (n=704)
 (n=62) 0 20 40 60 80 100



③ 育児休業を取得しなかった理由

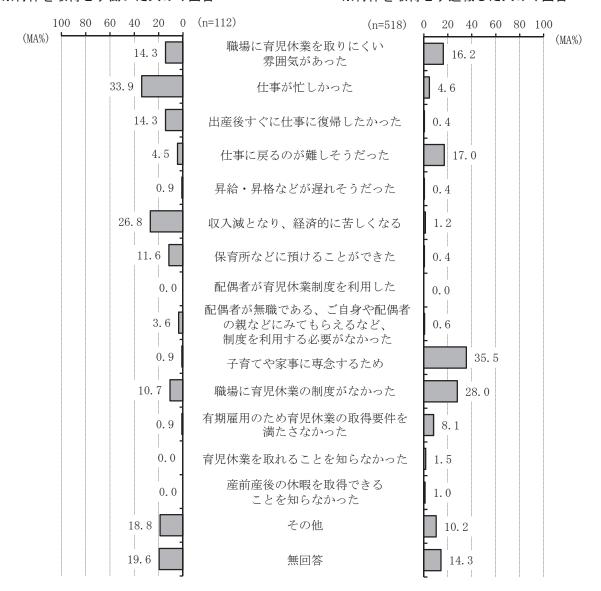
母親が育児休業を取得しなかった理由をみると、育児休業を取得せず働いた人については「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高く、3割前後となっています。育児休業を取得せず退職した人については、「子育てや家事に専念するため」、「職場に育児休業の制度がなかった」の割合が高く、3割前後となっています。

【就学前調査】

(母親)

※育休を取得せず働いた人のみ回答

※育休を取得せず退職した人のみ回答

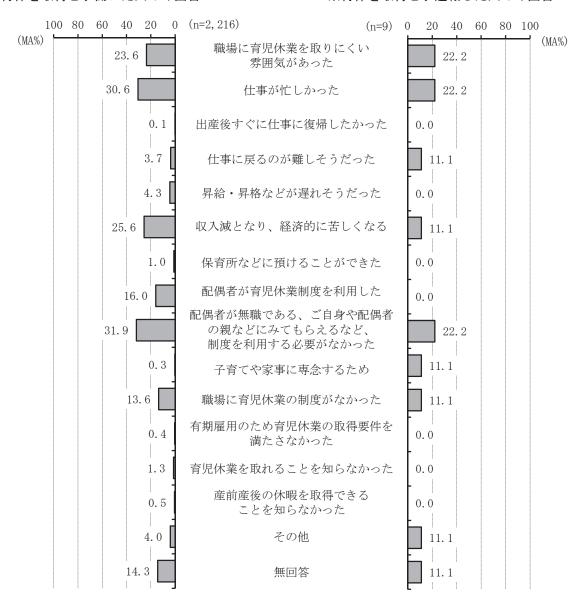


父親については、育児休業を取得せず働いた人がほとんどで、その理由は「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」の割合が3割以上、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が2割台半ばとなっています。

(父親)

※育休を取得せず働いた人のみ回答

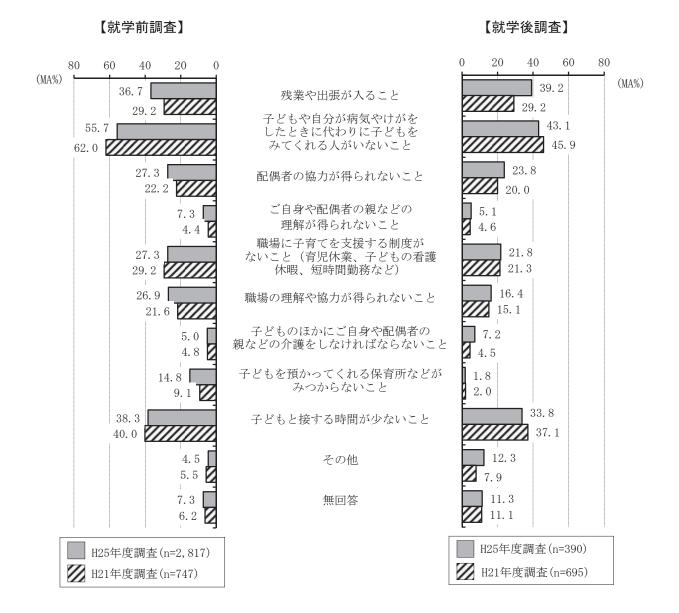
※育休を取得せず退職した人のみ回答



④ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

就学前調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」の割合が5割台半ばと最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が4割弱、「残業や出張が入ること」の割合が3割台半ばとなっています。前回調査結果と比べると、上位3位について順位の変動はないものの、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」の割合が6.3ポイント低下し、「残業や出張が入ること」の割合が7.5ポイント上昇しています。

就学後調査では、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が4割台半ばと最も高くなっています。次いで「残業や出張が入ること」の割合が約4割、「子どもと接する時間が少ないこと」の割合が3割台半ばとなっています。前回調査結果と比べると、上位3位にあがっている内容は変わらないものの、前回調査で2番目に割合が高かった「子どもと接する時間が少ないこと」と3番目に割合が高かった「残業や出張が入ること」の順位が入れ替わっています。



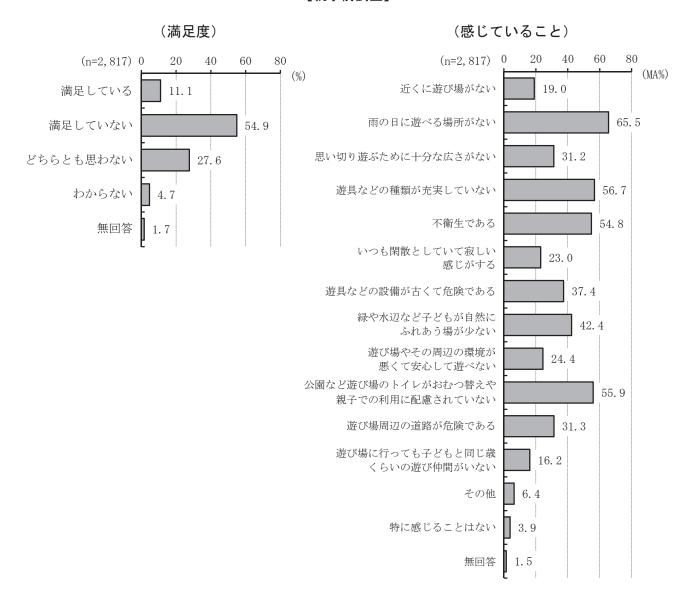
(10) 地域の子育て環境について

① 子どもの遊び場に対する満足度、遊び場について日頃感じていること

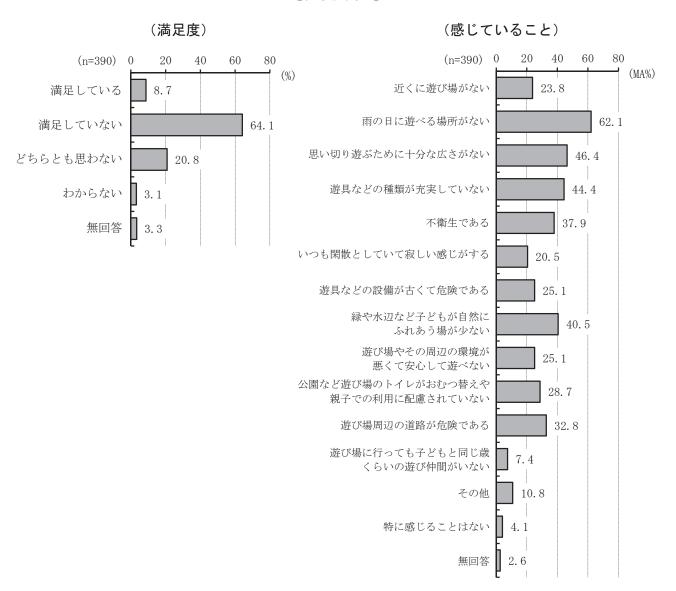
満足度をみると、就学前、就学後調査とも「満足していない」の割合が最も高く、就学前調査では5割台半ば、就学後調査では6割台半ばとなっています。一方、「満足している」の割合は就学前、就学後調査とも1割前後となっています。

日頃感じていることについては、就学前、就学度調査とも「雨の日に遊べる場所がない」が 6割以上と最も高くなっています。そのほかについては、就学前調査では「遊具などの種類が 充実していない」、「不衛生である」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に 配慮されていない」の割合が5割台となっています。就学後調査では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」、「緑や水辺など子どもが自然にふれあ う場が少ない」の割合が4割台となっています。

【就学前調査】



【就学後調査】



② 子育てが地域の人に支えられている実感の有無、支えてくれている(支えて欲しい)人

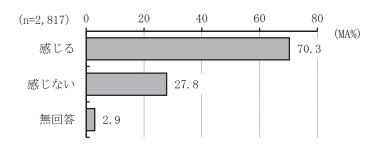
支えられている実感の有無をみると、就学前、就学後調査とも「感じる」の割合が7割以上 となっています。

誰に支えられているかついては、就学前調査では「幼稚園、保育所、地域子育て支援の拠点などの職員」の割合が7割弱と最も高くなっています。次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約6割、「近所の人」の割合が約4割となっています。就学後調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が7割と最も高くなっています。次いで「近所の人」の割合が約4割、「学校の先生」の割合が4割弱となっています。

誰に支えてほしいかについてみると、就学前調査では「同じ世代の子どもを持つ保護者」の割合が約3割と最も高くなっています。次いで「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」の割合が3割弱、「近所の人」の割合が2割台半ばとなっています。就学後調査では「学校の先生」の割合が2割強と最も高くなっています。

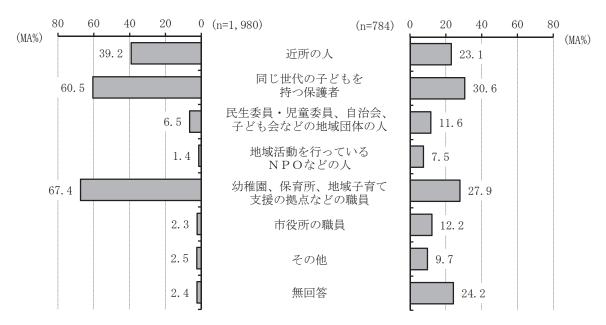
【就学前調査】

(支えられている実感の有無)



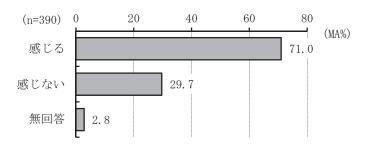
(誰から支えられているか) ※支えられていると感じる人のみ回答

(誰に支えてほしいか) ※支えられていると感じない人のみ回答

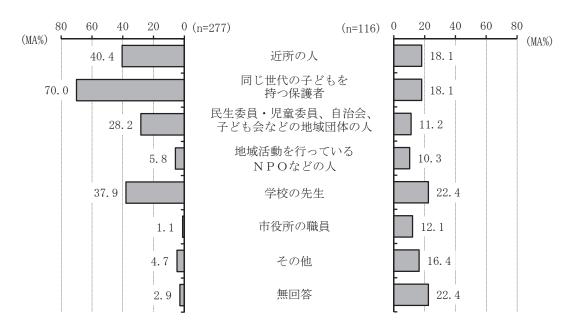


【就学後調査】

(支えられている実感の有無)



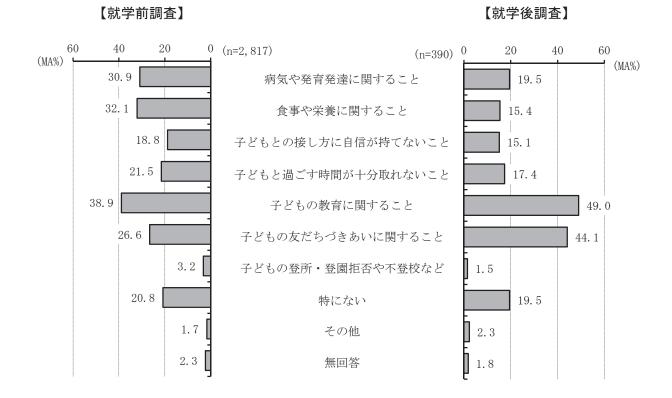
(誰から支えられているか) ※支えられていると感じる人のみ回答 (誰に支えてほしいか) ※支えられていると感じない人のみ回答



(11) 子育て全般について

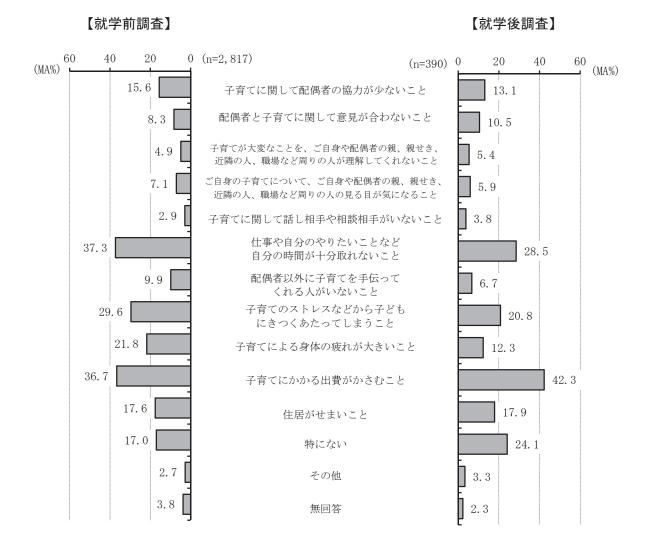
① 子育てに関する悩み (子どもに関すること)

就学前、就学後調査とも「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く、就学前調査では 約4割、就学後調査では約5割となっています。そのほかについては、就学前調査では「病気 や発育発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」の割合が3割台となっています。就学 後調査では「子どもの友達づきあいに関すること」の割合が4割台半ばとなっています。



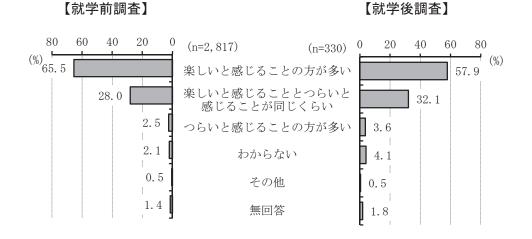
② 子育てに関する悩み (保護者に関すること)

就学前調査では「仕事や自分のことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が4割強で最も高くなっています。次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が3割台半ば、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合が約3割となっています。 就学後調査では「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が4割強と最も高くなっています。 次いで「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が3割弱、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が約2割となっています。



③ 子育てについての気持ち

就学前、就学後調査とも「楽しいと感じることの方が多い」の割合が最も高く、就学前調査では6割台半ば、就学後調査では6割強となっています。



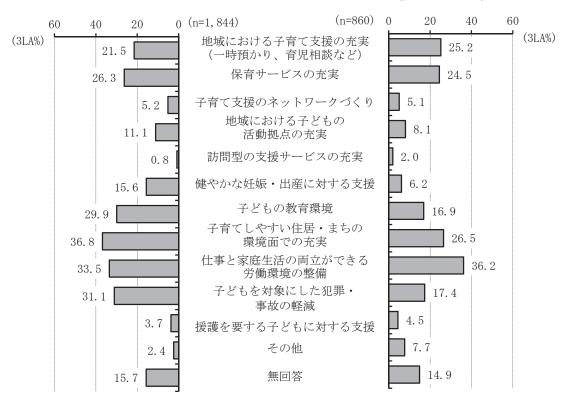
④ 有効だと考える子育て支援施策

就学前調査では、子育てが楽しいと感じる人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人とも、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」と「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が上位を占めています。

【就学前調査】

(子育てが楽しいと感じることが多い人)

(子育てについて楽しいとつらいが半々、 つらいと感じることが多い人)

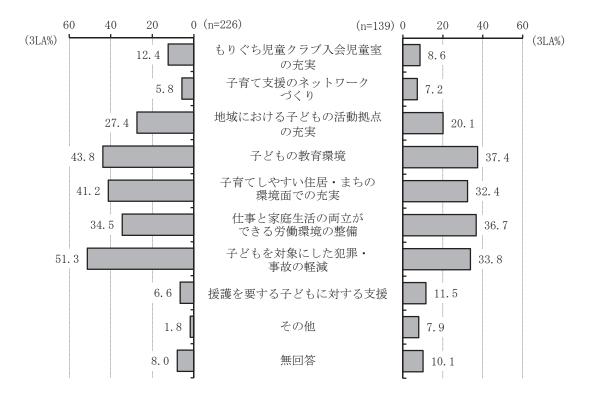


就学後調査では、子育てが楽しいと感じる人、子育てについて楽しいとつらいが半々、つらいと感じることが多い人とも、「子どもの教育環境」、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」の割合が上位を占めています。

【就学後調査】

(子育てが楽しい人)

(子育てについて楽しいとつらいが半々、 つらいと感じることが多い人)



(12) 行政への要望

① 充実してほしい子育て支援サービス

就学前調査では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の 割合が7割台半ばと最も高くなっています。次いで「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡 充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が7割強、「親子が安心して集まれる公園 などの屋外の施設を整備する」の割合が約7割となっています。

前回調査結果と比べると、上位3位にあがっている内容は変わらないものの、前回調査で最 も割合が高かった「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援 助の拡充」と2番目に割合が高かった「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる 体制を整備する」の順位が入れ替わっています。

【就学前調査】

80

76.5

71.1

100

(MA%)

70.2 64. 7 31.7 35. 1 50.3 45 8 59.7 56. 1 28.3 15. 4 27.4 23.3 21.4 **////** 22.8 13.8 13.3 47.2 46.9 40.3 18.3 28.9 67 9 53. 2 41.6 14.9 9.8 20.7 24. 5 7.2 4.8 1.2 0.4 H25年度調査(n=2,817) 1.3 H21年度調査(n=747)

親子が安心して集まれる公園など の屋外の施設を整備する

親子が安心して集まれる保育所や 幼稚園の園庭の開放を増やす

親子が安心して集まれるつどいの 広場などの屋内の施設を整備する

子連れでも安心して出かけられるよう 「子育てのバリアフリー化」に取り組む

子育てに困ったときの相談体制を充実する

子育て支援に関する情報提供を充実する

子育て中の親の仲間づくりや子育ての 知識や技能の取得に役立つ親子 教室の開催回数と内容の充実を図る

子育てサークル活動への支援を充実する

保育所やもりぐち児童クラブ入会児童室 など子どもを預ける施設を増やす

幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長 や夏休みなどの預かり保育などを充実する

専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPOなど による子育て支援サービスに対する支援を行う

> 小児救急など安心して子どもが医療 機関を利用できる体制を整備する

子どもの安全を確保する対策を充実する

子育ての講座など子育てについて 学べる機会をつくる

育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充 などの子育て世帯への経済的援助の拡充

> 公営住宅の優先入居など住宅面 での配慮や支援に取り組む

> > その他

特になし

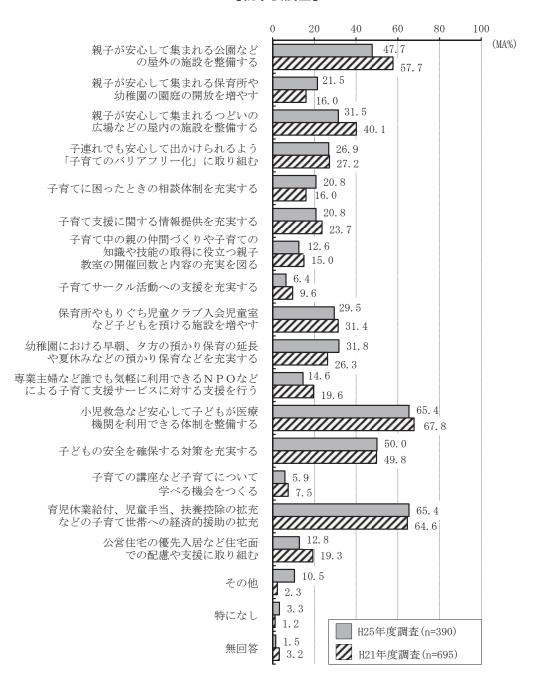
無回答

2. 1

就学後調査では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が同率で最も高く、6割台半ばとなっています。次いで「子どもの安全を確保する対策を充実する」の割合が5割、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が5割弱となっています。

前回調査結果と比べると、上位3位の順位、割合に大きな差はみられません。

【就学後調査】



(8) 自由意見(主な意見の抜粋)

■ 就学前の教育・保育サービスについて

| 就学前調査 | 件数 |
|--|------|
| 待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい | 90 件 |
| 夜間保育、休日保育、一時預かり等の施設を充実させてほしい、料金を下げて ほしい | 65 件 |
| 保育園、幼稚園に満足している、感謝している | 60 件 |
| 病児・病後児保育施設を充実させてほしい | 48 件 |
| 保育園・幼稚園で最低限のしつけをしてほしい、教育内容を充実させてほしい | 42 件 |
| 公立保育園・幼稚園の保育料金を下げてほしい、延長料金を下げてほしい、補助金の所得格差を無くしてほしい | 38 件 |
| 保育士、幼稚園教諭の質の向上、人員確保を図ってほしい | 34 件 |
| 安心して預けられる保育環境を整えてほしい、施設整備・改修をしてほしい | 31 件 |
| 公立保育所の保育時間を長くしてほしい、土曜日も利用しやすくしてほしい | 29 件 |
| 公立幼稚園でも預かり保育を実施してほしい | 22 件 |
| 公立幼稚園・保育所をなくさないでほしい、民営化しないでほしい | 20 件 |
| 公立幼稚園の3年保育を実施してほしい | 16 件 |

| 就学後調査 | 件数 |
|--|-----|
| 待機児童の解消、保育施設を拡充させてほしい | 4 件 |
| 病児・病後児保育施設を充実させてほしい | 2 件 |
| 公立保育所・幼稚園の保育料金を下げてほしい、補助金の所得格差を無くして ほしい、所得の不正を調査してほしい | 2 件 |

■ 市の子育て支援サービスについて

| 就学前調査 | 件数 |
|--|------|
| 他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい | 59 件 |
| 市民保健センター、守口市子育て支援センターは遠くて利用しにくい、身近な地域で増やしてほしい | 32 件 |
| 気軽に相談できる窓口を増やしてほしい、色々な相談内容に対応してほしい、 平日以外も相談窓口を開設してほしい | 27 件 |
| 習い事等、学習面の支援をしてほしい、身近で安価な習い事を市が提供してほしい | 27 件 |
| 親同士、子ども同士の交流の場やイベントを増やしてほしい、平日以外も実施してほしい | 26 件 |
| 子育て支援の内容や利用可能な施設等、市のサービスについての情報を増やし てほしい、分かり易くしてほしい | 22 件 |
| 公民館、図書館を充実させてほしい | 22 件 |
| 仕事と子育てを両立できる環境を整えてほしい | 18 件 |
| 子どもが色々な経験を積めるイベント(教室)を増やしてほしい | 17 件 |

| 就学後調査 | 件数 |
|--|------|
| 他市に比べて子育て支援が遅れている、子育てしにくい、もっと支援を充実させてほしい | 10 件 |
| 子ども(親子)が色々な経験を積めるイベント(教室)を増やしてほしい | 6 件 |
| 公民館、図書館を充実させてほしい | 5 件 |

■ 遊びの環境について

| 就学前調査 | 件数 |
|---|-------|
| 公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未 就園児の安全も確保してほしい | 216 件 |
| ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家族連れで楽しめる公園がほしい | 74 件 |
| 休日・雨の日の子どもの遊び場、屋内施設を充実させてほしい | 31 件 |

| 就学後調査 | 件数 |
|---|------|
| ボール遊び等禁止行為が多い、のびのび遊べる広い公園がほしい、緑豊かな家 族連れで楽しめる公園がほしい | 15 件 |
| 公園の充実、安全面・衛生面の確保、遊具やトイレ等の整備をしてほしい、未 就園児の安全も確保してほしい | 10 件 |
| 子ども同士で安心して集える場所を充実させてほしい | 6件 |

■ 地域環境について

| 就学前調査 | 件数 |
|---|------|
| 歩道のない道が多く危険である、段差の解消、道路・歩道の整備をしてほしい | 55 件 |
| 不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、安心安全な地域づくりをしてほしい | 39 件 |
| 地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい | 38 件 |
| 車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい | 30 件 |
| 緑・自然の多い環境にしてほしい、街をきれいにしてほしい | 17 件 |

| 就学後調査 | 件数 |
|--|------|
| 不審者・犯罪・事故が多いのが心配である、防犯カメラの設置・街灯を増やす等安心安全な地域づくりをしてほしい | 10 件 |
| 地域住民が子育てに理解・協力できる体制を整えてほしい、地域住民との関わりが持てるような環境にしてほしい | 4件 |
| 車・バイク・自転車、公共マナーやルールを守らない人が多い、講習会を開いてほしい | 3 件 |
| 通学路の安全を確保してほしい | 3 件 |

■ ワーク・ライフ・バランスについて

| 就学前調査 | 件数 |
|--|------|
| 働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難 しい | 23 件 |
| 働いているため育児に時間が取れないが、一緒にいる時は充実した時間を過ご せるように心掛けている | 17 件 |
| 各職場が子育てしている母親や家庭にもっと理解・配慮してほしい、休日出勤 やサービス残業がある | 6件 |

■ 経済的負担の軽減について

| 就学前調査 | 件数 |
|--|-------|
| 乳幼児医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の 補助または無料にしてほしい | 142 件 |
| 経済支援を充実させ子育てしやすい市にしてほしい、所得制限なしの経済的支援をしてほしい | 25 件 |
| もっと子どもがほしいが経済的な理由で困難である、諦めた | 10 件 |

| 就学後調査 | 件数 |
|--|------|
| 乳幼児医療の期間を伸ばしてほしい、所得制限をなくしてほしい、予防接種の 補助または無料にしてほしい | 15 件 |
| 児童手当の支給額を増やしてほしい | 5 件 |
| 教育費等の支援をしてほしい | 2 件 |

■ 子育てに関する不安、負担などについて

| 就学前調査 | 件数 |
|---|------|
| 育児に不安・悩み・ストレスがある、相談相手がいない | 35 件 |
| 子どもが小さいうちは出来る限り仕事をせずに育児に専念したい、できれば育児に専念したいが経済的な理由から働かざるを得ない | 18 件 |
| 育児・家事は母親の負担が大きい | 2 件 |

| 就学後調査 | |
|---------------------------|-----|
| 育児に不安・悩み・ストレスがある、相談相手がいない | 5 件 |
| 育児・家事は母親の負担が大きい | 2件 |

■ 小・中学校について

| 就学前調査 | | |
|---|------|--|
| 小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立では不安がある | 66 件 | |
| 中学校での給食を実施してほしい | 23 件 | |
| 小・中学校の耐震工事等、施設・設備整備をしてほしい | 19 件 | |
| 小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい | 19 件 | |
| 小・中学校の統廃合に不安・不満がある、再編成してほしい、情報がほしい | 18 件 | |

| 就学後調査 | | |
|-------------------------------------|------|--|
| 小・中学校の学力向上を図ってほしい、守口市の学力レベルが低いため公立で | | |
| は不安がある、塾に行かなくてもいいようにしてほしい、教育環境の改善を図 | 26 件 | |
| ってほしい、放課後学習を増やしてほしい | | |
| 小・中学校教員の質の向上を図ってほしい、教員は威厳を持ってほしい | 8 件 | |
| 中学校での給食を実施してほしい | 7件 | |

■ もりぐち児童クラブについて

| 就学前調査 | 件数 |
|------------------------------|------|
| 学童保育の時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい | 35 件 |
| 学童保育は低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい | 19 件 |
| 学童保育を充実させてほしい、質の向上を図ってほしい | 14 件 |

| 就学後調査 | | |
|--------------------------------------|-----|--|
| 学童保育・児童クラブの時間を延長してほしい、開始時間を早くしてほしい | 6件 | |
| 学童保育・児童クラブは低学年だけでなく高学年まで受け入れてほしい | 5 件 | |
| 児童クラブは外で遊べない・厳しく言われる等の理由で子どもが行きたがらない | 2件 | |

10. 用語集

| | 用語 | 解説 |
|----|---|---|
| | 安まちメール | ■ 犯罪発生情報とその被害を防止するための防犯対策情報 |
| ア行 | | に関する警察署からのリアルタイムによる情報提供サー |
| | | ビス。 |
| | 育児教室 | ■ 乳幼児健康診査の結果等で経過観察が必要とされた子や |
| | | 子どもに発達の遅れがあるのではないかと心配している |
| | | 保護者に対して、遊びを仲立ちとして、子どもの健全な |
| | | 発達を促すことや子どもに応じて適切な対応ができるよ |
| | | う、保護者がかかわり方を集団的に学ぶ場。 |
| | 一般事業主 | ■ 従業員 101 人以上の事業主。(事業を経営する主体。) |
| | M字カーブ | ■ 日本人女性の年齢階級別の労働力率(15 歳以上の人口に |
| | | 占める求職中の人も含めた働く人の割合)をグラフで表 |
| | | した場合に、学校卒業後の20歳代でピークに達し、その |
| | | 後、出産・育児期にあたる30歳代で落ち込み、子育てが |
| | | 一段落した 40 歳代で再上昇し、アルファベットの「M」 |
| | | のかたちに似た曲線を描くこと。 |
| | 大阪府中央子ども家庭セ | ■ 0歳から18歳未満の子どものため、児童福祉法に基づい |
| | ンター | て設けられた専門の相談機関。 |
| | 学生フレンド | ■ 心の悩みや不安で、外出や登校がしにくい小・中学生の |
| カ行 | | 話し相手・相談相手となる学生ボランティアのこと。学 |
| | | 生フレンド事業は、週一回程度学生ボランティアが家庭 |
| | W 14-37-45 D | 訪問等を行い、学校復帰に向けての支援を行う事業。 |
| | 学校評議員 | ■ 学校運営に関して意見を述べる人員のこと。学校評議員 |
| | | 制度は保護者や地域住民が学校運営に参画するためのシ |
| | | ステムで、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第1日)の第40名に対け、10年10日 により |
| | | 号)の第49条に定められている。これにより、地域や社 会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地 |
| | | |
| | | 域と連携協力しながら、特色ある教育活動を展開すること とができる。 |
| | 家庭的保育事業 | ■ 地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等におい |
| | 次 | て行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資 |
| | | 格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支 |
| | | 援法の規定に基づき市が条例で定めている。 |
| | | ■ 3歳未満の乳幼児を、その保護者が市内に居住し就労等 |
| | 1 1/1 E 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | のため保育できないものを保育する認可外施設で、守口 |
| | | 市が定める一定の基準を満たすもののうち、守口市の指 |
| | | 定を受けたもの。保護者は認可保育所と同水準の負担で |
| | | 利用できる。守口市内においては5カ所の家庭保育所が |
| | | ある。(平成 26 年 4 月現在) |
| L | | |

| | 用語 | 解説 |
|----|--------------|---------------------------------|
| | 教育標準時間 | ■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひと |
| カ行 | | つ。教育標準時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で |
| | | 利用できる幼児教育時間は3~4時間となっている。 |
| | 教育・保育提供区域 | ■ 子ども・子育て支援新制度において「量の見込み」と「確 |
| | | 保方策」を設定する単位として設定される区域。 |
| | 居宅訪問型保育事業 | ■ 地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が |
| | | 訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やか |
| | | な保育を実施するもの。 |
| | 言語聴覚士 | ■ 国家資格をもつ医療専門職の1つで、リハビリテーショ |
| | | ンに関連する専門職。音声、言語又は聴覚機能に障害の |
| | | ある人に対し、それらの機能の維持向上を図るため、適 |
| | | 切な検査と訓練を行い、日常生活や社会復帰のサポート |
| | | を行う。 |
| | 合計特殊出生率 | ■ 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別(年齢階級別)出生 |
| | | 率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの |
| | | 平均数。 |
| | 高齢化率 | ■ 総人口に占める 65 歳以上人口の割合。 |
| | コーホート変化率法 | ■ ここでいうコーホートとは、同じ年に生まれた人々の集 |
| | | 団のことで、各コーホートの過去における実績人口の動 |
| | | 勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計 |
| | | する方法。 |
| | 子育て支援センター | ■ 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、育 |
| | | 児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支 |
| | | 援、特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及び地域 |
| | | の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者へ |
| | | の支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対 |
| | | する育児支援を行うことを目的とする施設。 |
| | 子ども虐待防止アドバイ | ■ 虐待に関する専門的な医学知識や経験に基づき、児童相 |
| | ザー(子ども家庭サポータ | 談所等助言を行なうボランティア。虐待防止に努めるた |
| | —) | め地域に密着した活動を行っている。 |
| | 子ども・子育て関連3法 | ■ 平成24年8月に可決・成立した以下の3つの法律。この |
| | | 法律に基づき、平成27年度より子ども・子育て新制度が |
| | | 開始される。 |
| | | ①子ども・子育て支援法 |
| | | ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の |
| | | 推進に関する法律の一部を改正する法律 |
| | | ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 |
| | | 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正 |
| | | する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 |

| | 用語 | 解説 |
|----|---|---|
| | 子ども・子育て支援新制度 | ■ 平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に |
| カ行 | | 基づく、子ども・子育て支援に関する新たな制度。この |
| | | 制度の施行により、市町村では「子ども・子育て支援事 |
| | | 業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスに関す |
| | | る見込み量に対する提供量を確保していくことになる。 |
| | 子ども・子育て支援法 | ■ 平成24年8月に成立・公布された、新たな子ども・子育 |
| | | て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支 |
| | | 援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子 |
| | | どものための現金給付 (児童手当) 等が規定されている。 |
| | 婚姻率 | ■ 総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人 |
| | | 口 1,000 人当りの婚姻件数として表される。 |
| | 事業所内保育事業 | ■ 企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員 |
| サ行 | | 向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業 |
| | | 員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもの保 |
| | | 育を実施する必要がある。 |
| | 次世代育成支援行動計画 | ■ 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、 |
| | | 一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育 |
| | | ての両立のための取組みについての計画。 |
| | 次世代育成支援対策推進法 | ■ 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される |
| | | 環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支 |
| | | 援対策推進法は平成26年度までの時限立法であったが、 |
| | | 有効期限が 10 年間延長されている。(平成 37 年 3 月 31 |
| | | 日まで) |
| | 施設型給付 | ■ 教育・保育のニーズに応じて必要となる経常的経費を、 |
| | | 保護者に対する個人給付として施設が代理受領し給付す |
| | 旧产卡法 | る制度。 |
| | 児童虐待 | ■ 保護者や養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子ども の健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐 |
| | | 一 の健やがな発育や発達に悪い影響を与える行為。 児童虐 待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の |
| | | 4種類に分類される。 |
| | | # 性類にガ類で400。■ 用語集「ネグレクト」を参照。 |
| | | 児童に関するあらゆる問題について地域住民からの相談 |
| | フロ 生 (日KK/八 | - 児童に関するめらゆる问题について地域住民からの相談 に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行 |
| | | 政機関。 |
| | | ■ 日本国内に住民登録がある中学校修了までの児童に支給 |
| | / L = 1 -1 | される手当。 |
| | 児童発達支援事業 | ■ 児童福祉法に基づき、身体や知的な発達の遅れのある就 |
| | 7-1-7-1-7-1-7-1-7-1-7-1-7-1-7-1-7-1-7-1 | 学前児童(発達障害児を含む)を対象とした保育・療育・ |
| | | 訓練を行う事業。 |
| L | | = 17 % 7 %170 |

| | 用語 | 解説 |
|------|------------------------|---|
| | 主任児童委員 | ■ 児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い |
| サ行 | | 手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせる |
| | | ように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の |
| | | 心配ごと等の相談・支援等を行っている。主任児童委員 |
| | | は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項 |
| | | を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対 |
| | | する援助・協力を行っている。 |
| | 需給計画 | ■ 需要に対する供給を整備するための計画。子ども・子育 |
| | | て支援事業計画は、地域の子ども・子育て支援に関する |
| | | 需給計画として、地域の実情を踏まえた上で、教育・保 |
| | | 育に対するニーズ量や地域子ども・子育て支援事業のニ |
| | | ーズ量を見積もり、見積もった量に対し、どのような提 |
| | | 供体制を整備するかを明らかにするもの。 |
| | 障がい児相談支援事業 | ■ 児童福祉法を基本として障がい児が自立した日常生活ま |
| | | たは、社会生活を営むことが出来るよう適正な相談支援 |
| | | を行う事業。 |
| | 小規模保育事業 | ■ 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児 |
| | | を対象として行う定員規模6人以上 19 人以下の保育事 |
| | | 業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気 |
| | | のもとで、きめ細やかな保育を実施している。 |
| | 商工会議所 | ■ 主に中小企業等の活動を支援するために設けられた公益 |
| | | 法人。 |
| | 市立わかくさ・わかすぎ園 | ■ 用語集「わかくさ・わかすぎ園」を参照。 |
| £ /= | 待機児童 | ■ 保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所で トル・リス |
| タ行 | <i>**</i> カーナル ハサムショ | きない児童。 |
| | 第五次守口市総合基本計画 | ■ 守口市における行政運営の総合的な指針となるもの。第 |
| | | 五次守口市総合基本計画の対象期間は平成 32 年度まで |
| | | となっている。 |
| | 地域型保育給付 | ■地域型保育事業(用語集「地域型保育事業」を参照。)を |
| | | 対象に給付される給付費。 |
| | 地域型保育事業 | ■ 子ども・子育て支援新制度において公費負担の対象とな |
| | | る事業で、0~2歳の保育の必要性が認定された児童を |
| | | 保育する小規模な保育事業。(小規模保育・家庭的保育・ |
| | 地域子育て支援センター | 居宅訪問型保育・事業所内保育事業) 用語集「子育て支援センター」を参照。 |
| | 中学校校区連携推進協議 | 用語集「子育く文後センター」を参照。 ■ 小・中学校、幼稚園・保育所、PTA、自治会、青少年 |
| | 中子校校区連携推進協議 会(すこやかネット) | ■ 小・甲字校、幼稚園・休貞別、FIA、百石芸、貞少年 育成団体、子育てグループ、NPOの関係者等、地域の |
| | 五(りこてがかり下) | 「「成団体、子育くクルーク、NPOの関係有等、地域の 幅広い人々が構成員となり、学校と地域との橋渡しをす |
| | | 幅広い八々が構成員となり、子仪と地域との情優しをする。 る、「教育コミュニティ」づくりの推進組織。 |
| | 通常保育事業 | ■ 通常の開所時間 (11 時間) に行われる保育。 |
| | 四市怀月尹未 | - 四市ツ州川町川(11 町川)(5114746分休月。 |

| | 用語 | 解説 |
|----|---|--|
| | 適応指導教室 | ■ 不登校の児童・生徒の学校復帰の支援を目的に、学習、 |
| タ行 | | 創作活動、スポーツ等を行う場を提供する事業。 |
| | テレワーク | ■ 情報通信技術(ICT= Information an |
| | | d Communication Technolog |
| | | y)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き |
| | | 方。 |
| | 統合教育 | ■ 障がい児と健常児を一緒に教育すること。 |
| | 統合保育 | ■ 障がい児と健常児を一緒に保育すること。 |
| | 登録児童室 | ■ 1~6年生の児童と保護者等同伴の3歳以上の幼児を対 |
| | | 象とした放課後の居場所で、各家庭の責任で利用するこ |
| | | とを基本とした自主的な遊び場を提供する事業。 |
| | 特定事業主 | ■ 国の各府省や地方公共団体等。 |
| | 特定保育サービス | ■ 次世代育成支援後期行動計画において、ニーズ量の把握 |
| | | や目標事業量設定が期待されると位置づけられた重点事 |
| | | 業。 |
| | 特別保育事業 | ■ 家庭での保育が困難な子どもに対し、必要に応じて柔軟 |
| | | に保育サービスを提供する事業。 |
| | 入会児童室 | ■ 保護者が就労等で昼間家庭にいない1~3年生の児童を |
| ナ行 | | 対象とした安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提 |
| | | 供する事業。 |
| | 乳幼児 | ■ 乳児と幼児を合わせた呼び方。児童福祉法では乳児は出 |
| | | 生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学ま |
| | 刻儿11日尼庄弗里.4 | での子と定義されている。 |
| | 乳幼児医療費助成 | ■ 乳幼児が病院・診療所等で診療を受けた場合に、保険診 |
| | | 療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する制 |
| | (表) | 度。 |
| | 認可外保育施設 | ■ 児童福祉法上の保育所に該当しない(都道府県知事の認可を受けていない)保育施設。認可外保育所・認可外保 |
| | | 可を受けていないが保育地設。認可外保育が「認可外保 育施設とも呼ばれる。 |
| | 認定こども園 | ■ 就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提 |
| | | |
| | | 一 |
| | | こども園には以下の4つの種類がある。 |
| | | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| | | ①幼保連携型:幼稚園と保育所が一本化した認可施設とし |
| | | て、教育・保育を提供するタイプ |
| | | ②幼稚園型:認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための |
| | | 保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定 |
| | | こども園としての機能を果たすタイプ |
| | | (次頁へ続く) |

| | 用語 | 解説 |
|----|----------------------------|--|
| | | (前頁より続き) |
| ナ行 | 認定こども園 | ③保育所型:認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子 |
| | | どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで |
| | | 認定こども園としての機能を果たすタイプ |
| | | ④地方裁量型:幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の |
| | | 教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果 |
| | | たすタイプ |
| | ネグレクト | ■ 幼児・高齢者等の社会的弱者に対し、その保護・養育義 |
| | | 務を果たさず放任する行為のこと。 |
| | 発達障がい | ■ 主に脳の機能的な問題が原因で子供の発育や成長に遅れ |
| ハ行 | | や歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達 |
| | | 障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害 |
| | | (AD/HD)があげられる。 |
| | 保育教諭 | ■ 幼保連携型認定こども園における中心職員。「幼稚園教諭 |
| | | 免許」と「保育士資格」の両方を持つことが原則となっ |
| | | ている。 |
| | 保育士 | ■ 保育所等児童福祉施設において、子どもの保育を行う職 |
| | | 員。 |
| | 保育所 | ■ 就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保 |
| | | 育する施設。そのうち、児童福祉法に基づき都道府県又 |
| | | は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設を認可保 |
| | and the state of the state | 育所という。 |
| | 保育所等訪問支援事業 | ■ 保育所等を利用中(利用予定)の障がい児が保育所等に |
| | | おける集団生活の適応のための専門的な支援等を供与 |
| | /D / p.4 BB | し、安定した利用を促進する事業。 |
| | 保育短時間 | ■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひと |
| | | つ。保護者の就労が短時間の場合を想定しており、保育 |
| | | 短時間の認定を受けた場合、給付の範囲内で利用できる |
| | (日本の以亜州 | 保育時間は一日最大8時間となる。 |
| | 保育の必要性 | ■ 就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する |
| | | 基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区 |
| | | 分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定 |
| | | することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の 状況によって保育の必要性が判定される。 |
| | 保育標準時間 | 状況によって保育の必要性が刊足される。保育の必要性を認定する場合の基準となる区分のひと |
| | | ■ 保育の必要性を認定する場合の基準となる区分ののと つ。保護者の就労がフルタイム等の長時間の場合を想定 |
| | | しており、保育標準時間の認定を受けた場合、給付の範 |
| | | 囲内で利用できる保育時間は一日8時間、最長11時間と |
| | | 四円で利用できる保育時間は 日 0 時間、東東 II 時間と なる。 |
| | | · & · Ø 0 |

| | 用語 | 解説 |
|----|------------------|--|
| | 母子家庭等日常生活支援 | ■ 現在は「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の名称とな |
| ハ行 | 事業制度 | っており、ひとり親家庭等を対象に、技能習得のための |
| | | 通学・就職活動等や疾病等により、一時的に保育や家事・ |
| | | 介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、 |
| | | 家庭生活支援員の居宅で子どもを保育するなどの生活支 |
| | | 援を行う制度。 |
| | 母子保健計画 | ■ 効果的な母子保健施策の推進に向けて、母子の心身の健 |
| | | 康の確保と増進、生活環境の向上のための体制の確立に |
| | | 向けた取組み指針。 |
| | 母子・父子自立支援員 | ■ ひとり親家庭等に関してその実情を把握し、個々のケー |
| | | スに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う人。 |
| | 守口市企業人権推進連絡会 | ■ さまざまな人権問題解決のため、市内の事業所で構成さ |
| マ行 | | れた組織。人権啓発について意見交換や情報交換を行い、 |
| | | 人権啓発活動を行っている。 |
| | 守口市子育て支援センター | ■ 用語集「子育て支援センター」を参照。 |
| | 守口市子ども・子育て会議 | ■ 子ども・子育て支援法において設置が規定されている機 |
| | | 関(努力義務)。子どもの保護者を含む子育て支援当事者 |
| | | から構成される。本計画の策定・進捗管理等について、 |
| | | 子育て支援の当事者等の意見を聴くための会議。 |
| | 守口市次世代育成支援後期行動計画 | ■ 用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。 ■ 用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。 |
| | 守口市次世代育成支援行 | ■ 平成 15 年 7 月制定の「次世代育成支援対策推進法」に基 |
| | 動計画 | づき、守口市が策定した行動計画(計画期間は平成17年 |
| | | 度~平成 21 年度)。全ての子育て家庭が、子どもを持つ |
| | | こと、育てることに楽しみや喜びを持ち、家族の きずな、 |
| | | 地域のきずなを一層深め、安心して子育てができる社会 |
| | | の実現をめざしたものを前期計画と言う。守口市次世代 |
| | | 育成支援行動計画(前期計画)の後継計画(計画期間は |
| | | 平成22年度~平成26年度)を後期計画と言い、すべて |
| | | の子どもたちが、安心して心豊かにたくましく生きてい |
| | | ける環境を整備するための計画。 |
| | 守口市次世代育成支援行 | ■ 用語集「守口市次世代育成支援行動計画」を参照。 |
| | 動計画(前期計画) | |
| | 守口市児童虐待防止地域 | ■ 児童虐待を防止するための協議会。守口市設置。 |
| | 協議会 | |
| | 守口市男女共同参画推進 | ■ 男女共同参画社会の実現に向けて、守口市の男女共同参 |
| | 計画 | 画に係る施策を総合的に推進するための取組み指針。 |

| | 用語 | 解説 | | |
|----|--------------|-------------------------------|--|--|
| | もりぐち児童クラブ | ■ 地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動 | | |
| マ行 | | を通じて、子どもの創造性・自主性及び協調性を育むこ | | |
| | | とを目的とした事業。もりぐち児童クラブは「登録児童 | | |
| | | 室」と「入会児童室」の二つの機能があり、各小学校内 | | |
| | | に設けている。 | | |
| | 夜間養護等事業(トワイラ | ■ 保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に家庭 | | |
| ヤ行 | イトステイ事業) | において子どもを養育することが困難となった場合、児 | | |
| | | 童養護施設等において児童を保護し、生活指導、食事の | | |
| | | 提供等を行う事業。 | | |
| | 幼稚園 | ■ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を | | |
| | | 行う学校。 | | |
| | 幼稚園教諭 | ■ 幼稚園において、3歳~就学前子どもを学校教育法に | | |
| | | づき教育を行う教員。 | | |
| | 要保護児童対策地域協議会 | ■ 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期 | | |
| | | に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。 | | |
| | 離婚率 | ■ 総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人 | | |
| ラ行 | | 口 1,000 人当りの離婚件数として表される。 | | |
| | 離乳食講習会 | ■ 離乳時の乳児の保護者に対し、離乳の基本に基づき、離 | | |
| | | 乳食の料理の実演及び試食等を通して、離乳食に関する | | |
| | | 講習を行なう事業。 | | |
| | 療育支援施設 | ■ 障がいのある子どもを対象とした施設で、子どもやその | | |
| | | 家族の地域生活や活動を支えることを目的としている。 | | |
| | 量の見込み | ■ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニ | | |
| | | ーズ量の見込み。 | | |
| | 労働力人口 | ■ 15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたも | | |
| | | \mathcal{O}_{\circ} | | |
| | 労働力率 | ■ 15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。 | | |
| | ワーク・ライフ・バランス | ■「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人一人がやりが | | |
| ワ行 | (仕事と生活の調和) | いや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすと | | |
| | | ともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中 | | |
| | | 高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選 | | |
| | | 択・実現できる」ことを指す。 | | |
| | わかくさ・わかすぎ園 | ■ 児童発達支援事業・障がい児相談支援事業・保育所等訪 | | |
| | | 問支援事業を行っている守口市立の施設。 | | |
| | | ■ 用語集「児童発達支援事業」、「障がい児相談支援事業」、 | | |
| | | 「保育所等訪問支援事業」を参照。 | | |

守口市子ども・子育て支援事業計画 平成 27 年 3 月

発 行:守口市

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目2番5号

電話 (06) 6992-1665

企画編集:守口市こども部こども政策課